

平成26年第3回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年6月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第59号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第60号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第61号	飛騨市ふるさとエントランス施設条例の一部を改正する条例について
第5	議案第62号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第6	議案第63号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
第7	議案第64号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第8	議案第65号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第9	議案第66号	字区域の変更について(河合町有家Ⅲ地区)
第10	議案第67号	字区域の変更について(宮川町打保区地区)
第11	議案第68号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅳ地区)
第12	議案第69号	市道路線の廃止について
第13	議案第70号	市道路線の認定について
第14	議案第71号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第15	議案第72号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第16	議案第73号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第17	議案第74号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第18	議案第75号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第19	議案第76号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第20	議案第77号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第78号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第22	議案第79号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第23	議案第80号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第24		一般質問
第25	議案第81号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第59号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第60号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第61号	飛騨市ふるさとエントランス施設条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第62号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第6	議案第63号	飛騨市指定金融機関の指定の変更について
日程第7	議案第64号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第65号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第66号	字区域の変更について(河合町有家Ⅲ地区)
日程第10	議案第67号	字区域の変更について(宮川町打保Ⅱ地区)
日程第11	議案第68号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅳ地区)
日程第12	議案第69号	市道路線の廃止について
日程第13	議案第70号	市道路線の認定について
日程第14	議案第71号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
日程第15	議案第72号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第16	議案第73号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
日程第17	議案第74号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第18	議案第75号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第19	議案第76号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第20	議案第77号	平成26年度飛騨市下水道污泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第21	議案第78号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
日程第22	議案第79号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
日程第23	議案第80号	平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
日程第24		一般質問
日程第25	議案第81号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

○出席議員(15名)

1番	前	川	文	博
2番	中	嶋	国	則
4番	洞	口	和	彦
5番	野	村	勝	憲
6番	後	藤	和	正
7番	福	田	武	彦
8番	菅	沼	明	彦
9番	内	海	良	郎
10番	森	下	真	次
11番	高	原	邦	子
12番	谷	口	充	希
13番	天	木	幸	子
14番	葛	谷	寛	男
16番	池	田	寛	徳
17番	籠	山	恵	一
			美	子

○欠席議員(2名)

3番	田	中	清	安
15番	山	下	博	文

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井	上	久	則
副市長	白	川	修	平
教育長	山	本	幸	一
代表監査委員	福	田	幸	博
会計管理者	野	村	重	昭
総務部長	小	倉	孝	文
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	石	腰		豊
企画商工観光部長	水	上	雅	廣
環境水道部長	柏	木	雅	行
市民福祉部長	谷	澤	敦	子
農林部長	藤	井	義	昌
基盤整備部長	川	瀬	智	彦
消防長	沢	之		光
病院管理室長	川	上	清	秋

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹原	司香

平成26年第3回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
1	谷口 充希子 (ひだ市政クラブ)	1. 産業廃棄物処理施設について 2. マイマイガ対策について 3. 薬草シンポジウム大成功で今後の取り組みは	17日 午前
2	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 中野地区酪農団地の公害対策について 2. 観光客受入体制の充実について 3. 林業振興について	〃
3	後藤 和正 (ひだ市政クラブ)	1. 一貫教育について 2. 英語教育について 3. 教職員の人事交流について	17日 午後
4	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. 市が管理する財産の取り扱い 2. 旧神岡鉄道の活用	〃
5	籠山 恵美子	1. 子ども・子育て新制度で飛騨市の保育制度はどう変わるか 2. 数河地内の産廃処理施設建設問題について 3. 旧神岡鉄道の利活用について全市民に説明せよ	〃
6	葛谷 寛徳 (新生飛政会)	1. 人口減少対策に力点を 2. 先端科学都市構想の実現に向けて 3. レールマウンテンバイク溪谷コース整備事業について	18日 午前
7	前川 文博 (新生飛政会)	1. 水道使用料などの収納状況は 2. 教育行政の基本的な考えは	〃
8	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 行政財産目的外使用に係る使用料の見直しについて 2. 産業廃棄物処理場施設の計画への取り組みについて	18日 午後
9	高原 邦子 (新生飛政会)	1. 初期消火に対する考え方と対処法は 2. ICT利活用による教育現場をめざすために 3. ファシリティマネジメント (FM) の手法とその導入について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長 (菅沼明彦)

本日の欠席議員は3番、田中清安君、15番、山下博文君であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程および質疑、一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (菅沼明彦)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により9番、内海良郎君、10番、森下真次君を指名いたします。

◆日程第2 議案第59号 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第23 議案第80号 平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
(補正第1号)

日程第24 一般質問

◎議長 (菅沼明彦)

日程第2、議案第59号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第23、議案第80号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第1号までの22案件を一括して議題いたします。22案件の質疑と併せて、これより日程第24、一般質問を行います。

それでは、これより通告順に発言を許可いたします。最初に14番、葛谷寛徳君。

[14番 葛谷寛徳 登壇]

○14番 (葛谷寛徳)

おはようございます。早速ではございますが、大きく3点について質問をいたします。まずはじめに、人口減少対策に力点を、ということでお伺いいたします。

平成26年度に入りまして飛騨市は合併11年目となりますが、人口の減少は依然続いております。また、少子化が進む中で、人口減少は避けて通れないのが実情であります。

合併当初から人口減少という重い課題を掲げて、あらゆる分野で対策は打ってはきておりますが、特効薬はなかなか見つからないのが現状でございます。

昨年の5月に商工会の青年部主催の講演で、日本総研主席研究員、地域エコノミストの藻谷浩介氏が、2040年までの年齢階層別に見た飛騨市在住者数を取り上げて、こ

のままでは消滅する飛騨市として警鐘されておりましたが、今年4月に発表されました創成会議でも、2040年、25年後の人口推計では県内42市町村のうち、飛騨市を含む17市町村が消滅可能性都市として発表されました。

予想はしていたものの、改めて警鐘を突き付けられた感がございます。これは20歳から39歳の若年女性に着目して、将来の人口を推計し、大都市圏へ人口が流出する状況が続くと、若年女性が半減する市町村を消滅可能性都市としているそうです。具体的な市町村を公表することで、人口減少を現実の課題として市町村にも考えてもらう狙いがあるようでございますが、人口減少対策には即効性のある対策は望めませんので、今から一つ一つ地道に、着実に、対策を進めるしかないのではないかと考えております。

当然、出産から育児、子育て、教育、定住等あらゆる分野で総合的な対策を進める必要がありますが、また、まちづくり協議会の中でも、定住促進部会では人口減少に歯止めをかけるための移住や、定住を促す提案事業があります。対策が進められているようです。

昨年も人口減少と少子高齢化対策に重点が置かれまして、25年度から保育料の負担軽減や、三世帯同居世帯等支援事業などの政策が実施されてきているところです。

そこで伺います。一つには、保育料の負担軽減と三世帯同居世帯等支援事業に限って、25年度の実績と効果はどうであったか伺います。

二つ目には、2年前から始めたまちづくり協議会を進める中で、特に定住促進部会での現況と提案事業の内容を伺います。また、協議会の狙いでもある、住む人が市外に流出しない、魅力あるまちにする仕組み作りの現況も伺います。

3点目は、市長はこの日本創成会議の発表をどう受け止められ、どのような感想をお持ちか伺います。

それから4点目に、国も6月にまとめる「骨太の方針」で、初めて人口減少対策に総合戦略本部を設置するようでございます。これまで府省ごとにばらばらだった人口対策を一つに束ねて対応する必要があるからだということですが、市も総合的な対策を実行する観点から、市長直轄の部署を設けて最重要課題として対応すべきではないかと思いますが、見解を伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（菅沼明彦）

□企画商工観光部長、水上雅廣君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

おはようございます。それでは、葛谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

人口減少対策についての1点目、保育料負担軽減と三世帯同居等支援事業についてで

ございますけれども、まず保育料の負担軽減についてお答えいたします。

平成25年度の実績につきましては、前年度と比較すると約45%の方がこの負担軽減策の適用を受け、その対象額は約2,800万円でありました。この効果につきましては、昨日、籠山議員のご質問に市民福祉部長がお答えしたとおりでございますのでお願いいたします。

次に、三世代同居世帯等支援事業の実績と効果についてお答えいたします。

三世代同居については、子供の精神的な成長や、知恵・文化の伝承、高齢者の介護などに良い面があると言われ、出生率についても相関関係があるとの調査もございます。

そのような中で、本事業は「三世代同居を推進することで、子どもを安心して産み育てられ、高齢者が安心して暮らせる、健康で幸せな住環境をつくる」ために、三世代同居をしている世帯、また、新たに三世代同居を始めようとする世帯に対して、住宅新築や改修等の費用の一部を助成するため、平成25年度から事業を始めました。

平成25年度の実績につきましては、交付件数は42件、交付金額は1,193万5,000円でした。うち、すでに三世代で同居している世帯が37件、新たに三世代で同居をされる世帯が5件ございました。新たな三世代同居5件の内訳は、市外からの転入による世帯が2件、市内での転居による世帯が1件、出生によるものが2件となっております。

効果についてはすぐに計れるものではございませんけれども、この事業がきっかけとなり三世代同居につながるよう、引き続きPRしてまいりたいと思っております。

2点目のまちづくり協議会の現状等についてでございますけれども、協議会の会員になってみえる市民、事業者の皆さまには、ご自身の仕事や家庭を持ちながらも、飛騨市の将来を真剣に考え、主体的に取り組んでいただいております、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

さて、本協議会は設立から1年8カ月が経過し、課題も明らかとなってきました。例えば、部会で一生懸命協議して作り上げたものを誰がどのように売っていくかということ、既存団体とのすみ分けを明確にし、団体とどのように連携、協力して実績を上げていくかということでございます。

そこで、先日の協議会役員会の中で、まちづくり活動に造詣の深い専門家によるアドバイスを受けながら、課題を整理して進めていきたいとの提案がありましたので、市としましてもできる限り支援をしていきたいと考えているところでございます。

さて、ご質問の定住促進部会の現況についてお答えいたします。人口減少は飛騨市の最大・最重要課題であり、また簡単には解決しないテーマでもあります。参加している会員の皆さまは悩みながらも一生懸命取り組んでいただいているところでございます。今年度は、本部会目的の賛同者を増やし、「定住につながる飛騨市の良さを知っていただく事業」を実施する計画であります。この大きなテーマは、協議会だけに負わせるわけではなく、市でも平成22年度に飛騨市地域活性化連携会議を設置し、これまでもこの

課題を協議し、定住対策に取り組んできました。協議会でのこの取り組みは、大きな定住対策の一つに位置付けられます。

3点目の日本創成会議の発表をどう受け止めるか、ということについてでございますが、日本創成会議の推計の前提は、議員ご指摘のとおり出生可能な若年女性の減少であります。その原因となっているのは、将来老人の減少により介護施設の経営が立ち行かなくなり、若年女性の雇用の場が失われることでもあります。したがって、その原因を解消することが、人口減少対策の要であると考えております。

人口の増減は、2つの形態に分類されます。1つは出産と死亡の増減による自然動態、もう1つは転入と転出の増減による社会動態であります。そこで、2つの動態別にアプローチする必要があると考えております。

自然動態では、出産の増加を図る施策が必要であります。もっと具体的に申し述べれば、飛騨市の合計特殊出生率1.72を高めることでもあります。そのためには、結婚、出産についてさらなる施策が必要であります。

社会動態では、進学のための流出や、遠方に転出される方を止めることはできませんが、高山市や、富山市への転出など、近隣自治体への流出は何としても止めなくてはならないと考えております。また、一度転出した方に戻っていただくだけでなく、よその地から初めて市内に移り住んでいただく施策も必要であります。そのためには、雇用の場の確保が大前提であります。また、飛騨市が来ていただく人にとって魅力ある土地でなければなりません。そのためには、上下水道、除雪や道路、交通の整備、買い物対策、自然環境の保全など生活するための環境整備や、福祉施策の充実、学校教育や文化水準を高める施策など、快適に暮らせるために必要な具体施策を着実に進めていくことが必要であると考えております。

4点目、人口減少対策の部署を設けて対応すべきではないか、ということについてでございますけれども、人口減少対策は最重要課題であるとの認識を持っており、5月末に飛騨市地域活性化連携本部会議において、人口減少を協議するよう市長から指示をされたところであります。この会議は、平成22年度に飛騨市の重要な課題について、関係部長を集め、総合的に調整することを目的に設置され、人口問題については、平成23年10月にすでに検討を始めておりましたけれども、このたびの創成会議の提言を受けて再検討を始めたところであります。先ほど触れましたが、人口減少対策を自然動態と社会動態の大きな二つの切り口に分け、そこに導く内容を掘り下げ、効果の期待できる具体的施策を各部で提案する段階に現在あり、その後内部調整、取りまとめを経て、7月に2回目の会議を開く計画としております。会議を重ねる中で、あらゆる分野の総合的な対策が進めていけると考えております。

対策は早いほど効果がありますので、提案が政策の形にできるものは、早ければ9月の補正にでも対応させていただきたいと考えております。また、長いスパンの必要な施策については第二次総合計画に取り込み、しっかりと取り組んでいきたいと考えており

ます。

これまで述べてきましたように、人口減少対策は、幅広い部署で総合的に実施しないと効果が出ないと考えていますので、企画課で総合調整を行う必要はありますけれども、新たな部署を設けるということは、現在は考えておりません。以上でございます。

〔企画商工観光部 水上雅廣 着席〕

○14番（葛谷寛徳）

今ほど答弁をいただきました。7月に企画部を中心として、総合的に再度またまとめたいと、こういうことで前向きな答弁をいただきましたが、何といたっても今ほどございましたように、自然動態と社会動態の重要な施策が必要ですが、やはりアンケートでもありましたように、雇用の場の確保というのが最も重要な部分も入ってくると思いますし、また女性の出産、いわゆる女性の社会進出等でやはり少子化の要因になっておりますが、そういう女性の環境を、向上をもって進めていくということも大切ではないかと思えます。

そこで、今の飛騨市のであいサポートセンターのコーディネーターの稲葉さんが提言されております、結婚の推進とか支援、相談活動ですね、これはかなり参考になる提案がされておりますが、この辺の協議というか、福祉部なのか、どのようなこういう提案を基に対案を進められているのかちょっとお聞きしたいと思います。というのは、この観光、雇用、農業の再開発を第6次産業の育成が重要だと提案されております。そういう中で、地域活性化と安定雇用化の人口減少の歯止めが、こういう農林業の後継の育成に大変重要であるというようなことを提案されておりますが、このようなことを参考にされているような部分があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただ今のご質問にお答えいたします。であいサポート、そして今の結婚相談に関しましては、議員が申されましたように社会福祉協議会のほうに委託をして、稲葉先生がコーディネーターとしていろいろ企画、機関誌も発行されておりますので、そこにも具体的な取り組みが書かれております。

実際にお世話役の方を増やししながら、各地区でこまめな相談に応じながら成功につなげていく取り組みとして、男性の方を中心とした大きな合コンではなくて、少人数の出会いの場を設けたりということで、あらゆる所から対応をしていただいております。そのことと、あとリチェネットで今実施しておりますものとの連携を取りながら、総合的に出会いの場を作りながら、少しでも成功につなげていくという取り組みは今現在もしておりますし、それを拡充していかなければいけないということも担当部として認識はしておりますが、今ほど質問の農とかいろんなどころとの具体的な関連のイベントということに関しましては、はっきりとちょっとつかんでおりませんので、申し訳ありません。

んがよろしくお願いいたします。

□副市長（白川修平）

補足をさせていただきますが、稲葉先生を中心にやっただいておりますのであいサポートセンターにつきましては、組織の充実とか、また機能の拡張ということで、であいサポートセンターだけではなくて民間の事業者を含めた結婚体制の整備を進めているところでございます。

具体的には5月になってからでございますが、紹介をされて結婚をされた事例も生じたということで、成果は少しずつではございますけれども、表れてきているというふうに理解をいたしております。

その中で、稲葉先生のほうで毎月レポートを作成してみえます。ただ今、葛谷議員が述べられたのは、その中のことを引用されたのだろうというふうに思っておりますが、このレポートにつきまして市長、それから私のほうへも毎月届けていただいております。その中で稲葉先生がおっしゃってみえることは、広い意味では日本の国の中の人口問題については、もっと抜本的に考えていかなければいけないというようなことで、国レベルの提言をされながら、その中で市として取るべきことについて、いくつかのご提言があるわけでございます。であいサポートセンターという結婚を前提とした組織運営だけではなくて、今、葛谷議員がおっしゃいましたように、雇用の場という視点からもする必要あるんだということを提言してみえますので、今年の当初予算でも申し上げましたように、農林業につきましても農林業が生業として、業態として成り立つために、いろんな施策を講じさせていただきました。土地の集約化の促進だとか、それからトマト団地を含めた蔬菜の再編成だとか、こういうものを全て産業として成り立ちながら、そこで雇用の場が生まれ、ここに安定して住めるための施策ということでございます。そうした稲葉先生のご提案だけで物事が動いているわけではございませんけれども、こうした提言につきましても参考にさせていただきながら、これまでの人口問題という大きなくりの中で政策を行っているところでございます。

○14番（葛谷寛徳）

今ほども副市長述べられたように、あらゆる角度から政策を打つことが必要でございますが、いわゆる今後の、7月にまたそういう検討会議を設けられるそうですけれども、その中でそういう各部長がそういう部署になって、企画が招集して各部長の段階でやられるのか、そういう構成というのはどのようになっておりますか。ちょっとお聞きします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（水上雅廣）

お答えいたします。構成につきましては、各部長がそれぞれの本部の構成員になっております。したがって、部長を通じて各課、あるいは各担当のほうへそれぞれ細か

く下ろしまして、現在検討を進めていただいているものと認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

□副市長（白川修平）

補足をさせていただきますが、7月に提案される一次目のことにつきましては、本部会議を開く前にヒアリングをする予定をいたしております。このヒアリングにつきましては当然、部長を中心にしまして各部、課の担当の方に集まっていただき、それぞれの部の中でまとめられた課題につきまして、もう一度テーブルの中で議論をしながら、これを連携会議の大きなテーブルの中に出して、またそれぞれの部ごとに連携できないのかというようなことで、総合的に検討するような運びといたしております。

○14番（葛谷寛徳）

よく分かりましたが、ぜひ知恵を出し合っていて、また充実された政策を打っていただきたいと思ひます。何といつてもやはり今、何とか経済も少しずつ良くなるような傾向にごさいますけれども、この地域はまだまだいわゆる土木関連とか、そういう輸送関連とかというようなことが上期もあまりよくないと聞いておひますが、そういう雇用の場の確保であるとか、また交流人口の拡大、いろいろな分野で総合的な対策をお願ひしたいと思ひます。

それでは2点目の質問をさせていただきます。先端科学都市構想の実現に向けて、ということで、飛驒市が正式に3月20日発表いたしました先端科学都市構想の実現に向けて、市長に伺ひます。

東京大学の宇宙線研究所が建設を進めておひました、大型低温重力波望遠鏡KAGRAの工事が完成し、いよいよ7月4日にKAGRAトンネルの記念見学会、祝賀会が催されます。全て完成しますと、来年から試験観測が始まり、平成29年より本格観測が開始される予定になっておひます。多くの研究者が神岡に集まることになるため、研究者の移住、交通などの生活環境の整備に加えて、国内外の研究者等による会議や視察などの増加に早期に対応することが必要になってきます。

そこで質問をいたします。1点目、井上市長は所管する文科省を訪れ、構想を前に進めたいと発言されてきましたが、文科省はどのような考えを持っているのか伺ひます。また、飛驒市としてどのように今後進めようとされるのか伺ひます。

また2点目、本構想の実現に向けては、構想の報告書にまとめられているように、市内の関連団体や住民などとも連携して、国等に働きかけを進めることが必要であると述べておひますが、推進協議会等の設置、また現在の状況とこれらの対応を伺ひます。

3点目、先端科学都市構想を具現化するためにも必要不可欠であるのが、市道跡津川線の改良です。一部の土地が相続の関係から、6年もの間、地権者の了承を得ることができておひません。今後このような状況が続くようであれば、トンネルの一部ルート変更も考えられないかお伺ひいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。それでは、葛谷議員の2点目の質問にお答えをさせていただきますと思います。先端科学都市構想の実現に向けてについて、についてでございます。1点目の文部科学省の考え方や市の進め方についてでございます。

先端科学都市構想につきましては、今ほど言われましたように先の3月定例会の一般質問でも答弁をいたしましたとおり、通常の道路整備の要望活動とは異なり、各研究機関との調整が非常に必要となっております。本構想の中では、中核施設の整備に関して国主導で進めていただくことが適当としておりますが、研究機関と相談した結果、一定の段階を踏んで要望等の活動を進めることが適切であるとの判断に至っているところでございます。その一環として、県に構想の内容を説明してまいりたいというふうに考えているところでございます。

現段階では、文部科学省などによる整備をイメージしておりますけれども、それに固執することなく、早期の実現に向け要望活動を展開していきたいと考えております。少し歯がゆいようなことを思っております。なかなか先生方の調整等々もありまして、こういった状況にあるということをご理解いただきたいというふうに思います。

推進協議会の設置でございます。3月の一般質問でもお答えしたとおり、どういった体制が適切であるのか、各研究機関と意見交換をしているところでございますので、今しばらくお待ちいただきたいというふうに考えております。

そして3点目、市道跡津川線のルート変更はどうか、ということでございます。市道跡津川線改良事業につきましては、平成16年度より県代行事業として事業化され、平成19年度より用地買収を進め、神岡鉱業側のトンネル坑口部分を除いて用地買収は完了しているところでございます。

このトンネル坑口部分の未買収地が共有地でございます。相続の関係から地権者の了承を得ることができず、トンネルの施工に至っていない状況でございます。一部ルート変更を考えられないのか、のご質問でございます。

この地権者は、事業に反対されているのではなく、地権者間の相続について、進展が図られていないために、契約に至っておらないものでございます。

市といたしましては、今年度、相続についての進展が図られるよう、対応方法を県と連携して地権者に提示することにより、引き続き用地交渉を進め、早期の事業完成に向け、用地の取得を目指したいと考えているところでございます。

なお、トンネルの坑口、両側でございますけれども、すでに着工して完成した所もございまして、そういったことも考えますと、ここで大きなルート変更をするということにつきましては、今のところ考えておりませんのでよろしく願いいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

○14番（葛谷寛徳）

今ほど市長が言われました、関連団体というか、協議会を立ち上げるには今しばらくということですが、イメージとしてどのようなことを市長として考えられて、いつごろをめどにされているか伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

誠にちょっと分からないような答弁で申し訳なかったのですが、イメージとしては当然でございますけれども、この計画の段階から入っていただいております東大の先生方、そういった方にもしっかり入っていただいきたいというふうに思っていますし、地元の方も当然、こういったことについては意見を頂戴していかなければならない重要なことでございますので、地域の皆さんと、そしてこの都市構想を計画しました皆さんと一緒に、場所のことや規模やいろんなことが出てこようかと思っておりますので、いろんな方面から意見を頂戴できるような組織にしていきたいというのが、今考えているところでございまして、具体的にどういった組織から誰々を呼ぶということまではちょっと決まっておりませんので、今後、先生方と相談をしまして、早急に決めさせていただきたいということでご理解いただきたいというふうに思います。

○14番（葛谷寛徳）

私としては早急にしたいほうがいいと思いますし、協議会も科学者とか市長とか、いわゆる工業の社長であるとか、関連経済団体の長であるとかというのは、少人数で協議会を立ち上げられて、そしてどういう方向で進めていくかというようなことを、身軽な協議会でやっていくほうがいいのではないかと考えておりますし、例えば報告書などには、ここにこう建てるんだという地名まで出しているわけですね。そうすると、片方で企業が「いや、あの土地はこういうふうに使っていきますよ」というようなことになっていったときにどうするのかというようなことも出しますので、早急に立ち上げられて、そういうことのないような進め方をイメージ持ってやられた方がいいのではないかと思います。再度その辺を伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

この件につきましては、3月の一般質問の中でも答弁させていただきましたように、当研究所の所長さんが鈴木先生から中畑先生に変わられました。その中で中畑先生、現在KAGRAが最終局面に来て竣工式を迎えるという段階の中で、いろいろな調整をしてみえるわけでございます。そうした中で、当プランと申しますか、構想につきましても相談をさせていただいたわけでございますが、先生の意向として一つは、東大の研究

そのものを最優先にしたいというお考えがございます。そうした中で、どういふ協議会にするかというようなところの詳細にまで、まだ詰めた話ができない状況でございます。東大なり、中畑所長がどういふイメージを持ってみえるのか確認をしながら、この協議会を立ち上げたいというふうに思っていますので、冒頭に市長が答弁で申し上げましたように、市から見れば構想ができてかなりたつわけでございますが、東大様のほうの実情から見れば、所長さんが変わられましてまだ2カ月少しということでございますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

○14番（葛谷寛徳）

今、神岡の旅館とか宿泊施設は、工事関係者とか、そしていわゆる科学者でかなり毎日潤っているそうです。大変こういう状況が、敷設等の工事が行われていきますので続いていくと思いますが、その一段落しますとご承知のように、いよいよそれも来年、今年ですか、工事が進みますとハイパーカミオカンデの構想を打ち出されていくような状況にあると聞いておりますが、そういう状況の中でやはり、ぜひこの都市構想を一つでも前に進めていくようなふうに、市長以下執行部の皆さんで協議していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

□副市長（白川修平）

先ほどの発言で一部訂正をさせていただきたいと思ひます。私、畑中所長さんと申し上げましたが、中畑所長さんが正確でございますので、訂正してお詫びを申し上げさせていただきます。（訂正後で記載）

○14番（葛谷寛徳）

それでは最後に、レールマウンテンバイク溪谷コースの整備事業について伺ひします。この件につきましては、昨日も質問の中で答弁がございましたが、特に安全性を確保して使用許可をしようとしてされております執行部の決断に、また対応に敬意を表したいと思ひます。

さまざまな表彰などを受賞されまして、全国的にも認知されておりますこのレールマウンテンバイクですが、このNPO法人がこれまで地道に一つ一つ積み重ねてきた結果が、こういう状況を作ってきたのではないかと思ひしております。今のNPO法人の今後のご活躍に期待をするものです。

1点伺ひますが、このレールマウンテンバイクの運行路線延伸に対する市長の思ひと、今後の市の対応について伺ひます。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、レールマウンテンバイクの溪谷コースの整備についてでございます。このことにつきましては先日、森下議員、籠山議員の質問にも答えさせていただいたとおり

でございます。

ご承知のとおり、NPO神岡・町づくりネットワークからは、段階的に新たなコースを展開していきたい旨の要望が寄せられております。これは、今現在使っておりますコース含めて3コースでございます。現段階では、この溪谷コースの供用実現に向けての予算化をさせていただいたというものでございます。昨日も申し上げましたけれども、やはり地域の皆さんがまちおこしのために、行政頼りではなしに、自分たちで何とかしようということから始められたこういった事業が成功してきたというふうに思っております。大事な飛騨市にとっては良い事例ではないかと思っておりますので、行政のできる範囲で応援をして、そして地域の活性化につなげてまいりたいというふうに思っていることでございます。

また先般、私、大阪のほうへ出張した折に、モンベルという会社に寄らせていただきまして会長とお会いしたわけでございますが、このレールマウンテンバイクについては、非常に画期的な良いことを始めたということで、モンベルからもNPO法人のほうへ少し応援をいただいたようなことも聞いておりますが、そういったことで全国的に各賞を頂いたようなことも含めまして、全国的にガッタンゴーというレールマウンテンバイクが、名前が売れてきているというようなこともございますので、これをチャンスと捉えていきたいというような思いでいるところでございます。

しかしながら、昨日も答弁の最後に申し上げましたけれども、この安全性の確保につきましては限度がございますので、八嶋先生に入ってください、山腹等々しっかり見ていただいた上で、しっかりとした判断をしていきたいというような思いでおるわけでございますけれども、考え方は、ぜひ応援をしていきたいということにつきましては、変わりはありません。

〔市長 井上久則 着席〕

○14番（葛谷寛徳）

安全性が確保された場合で、それを前提に聞くわけでございますが、今のいわゆる溪谷コースが運用されるようになりますと、この橋梁とかトンネル、橋梁の許可、県に対する許可というのが、大体全部の橋梁が許可対象に、いわゆる33年であるとか、41年であるとかという期限の許可対象がそれで終了するような、その区間が一番多いのではないかと思います。そういう申請をして、許可を得るという進み方でいくということでもいいのでしょうか。確認をさせていただきます。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、許可権者であります県と打ち合わせをさせていただきまして、このレールマウンテンバイクをしっかりと運用するのであれば、申請をし直せるという確認を取っておりますので、もしできるようなことになれば、この占用につきまして

は再申請をして許可を得るということになるかと思えます。

○14番（葛谷寛徳）

昨日も議論になっておりました、普通財産の資産譲渡の件でございますが、今のこの区間の普通財産、NPOにこの普通財産を例えば無償譲渡するというような考え方は、今現在ないということでもよろしいでしょうか。その辺ちょっと確認させていただきます。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

この件につきましては、昨日も別の議員のほうからご質問があったわけでございますが、これは公平性、平等性の原則からすれば皆さん平等に扱う。頂くものにつきましてはきちんと頂きながら、また、その際どうしても助成をしなければいけないことについては、再度考えをするという基本的な方針にのっとって進めてまいりたいというふうに思っております。

○14番（葛谷寛徳）

このレールマウンテンバイク事業につきましては、大変日本各地から期待されておりますので、ぜひこのように取り組んで、いわゆる飛騨市の活性化になるようお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

〔14番 葛谷寛徳 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。再開を10時55分といたします。

（ 休憩 午前10時43分 再開 午前10時55分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に1番、前川博文君。訂正いたします。前川文博君。

〔1番 前川文博 登壇〕

○1番（前川文博）

議長より発言のお許しをいただきましたので、前川文博がしゃべらせていただきますのでよろしくお願いたします。今回、二つ質問をさせていただきます。1点目ですが、水道使用料などの収納状況は、ということで、こちらのほうは1点です。水道関係の使用料の収納状況をお伺いしたいと思います。

今回、初めて産業常任委員会に所属させていただきました。先般、委員会の勉強会で、

各部の重点事項や取り組みなどの説明を受けることができました。その中で、今後、上水道統合に向けた整備で水道料金の統一などの項目がありました。簡易水道と上水道を統合して、水道事業を1本化していくとのことでありました。

また、同じ水道の中で安定した水道事業経営の項目の中では、滞納整理の強化とありました。上水道の企業会計は、3月使用分が翌月請求になるため、年度替わりの当初は一時的に金額が増加するという説明もありました。この分については、翌月なり翌々なりにはほぼ全て回収できるといふことで、会計処理上のことで問題はないと聞いております。

しかし、滞納整理の強化ということでしたので、その部分でちょっとお伺いしましたら、長期間にわたり滞納が続いている使用者がみえるという説明がございました。

水道など公共料金を使用した分なので、当然、使用料を払っていただくことになりませんが、現状の水道使用料の収納率はどれくらいになっているのか。また、滞納者にはどのような対策を取って収納率を上げているのかをお伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 柏木雅行 登壇〕

□環境水道部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、1点目の水道関係の使用料収納状況についてお答えいたします。ご質問にあります、上水道と簡易水道の統合につきましては、平成28年度を目標に準備を進めているところであります。

飛騨市の水道事業につきましては、企業会計の上水道施設が2カ所、特別会計の簡易水道施設31カ所、飲料水供給施設6カ所、小規模水道施設7カ所の計46カ所で、市内の飲料水および生活水の確保を図っているところであります。

上水への統合を計画しております簡易水道等は、民家が点在し給水人口も比較的少ない地域に多く、一般会計からの繰り入れを行うなど、経営基盤は脆弱なものとなっております。

全国的にもこのような状況が多く、国では簡易水道事業等の統合を重点的に進め、事業の統合化、広域化を推進し、財務基盤の強化を通じた効率的な経営体制の確立を推進するため、平成28年度末までの整備につきましては、国庫補助を受けられる補助制度の見直しを行って統合推進を図っております。

このため、市においては「安心・安定した給水の確保、運営基盤の強化と経営の効率化」を目指し、平成28年度経営統合に向けて、財産台帳の整備や、老朽施設の更新、施設の統合、旧町村ごとに異なっている料金体系の段階的な統一を進めるなど、統合準備を進めているところであります。

ご質問にあります、水道使用料の収納率につきましては、平成25年度現年度分決算見込みで、簡易水道特別会計は99.56%、上水道企業会計は91.22%となっており、上水、簡水を合わせました収納率は、93.37%となっております。前年対比

では、それぞれ0.02%、0.40%、0.24%の減となっております。

なお、上水道企業会計につきましては、3月分は4月収入となることから、5月末時点での実質的な収納率につきましては、上水道99.74%、簡易水道を合わせました水道全体での収納率は99.69%となっております。

滞納者の現状につきましては、5月末現在で上水、簡水を合わせまして現年度分で、109名、342件、120万8,000円となっており、滞納繰越分については、49名、693件、296万8,000円となっております。

また、滞納者への対応につきましては大変苦勞しておりまして、督促状の発行、電話での催告、個別訪問等を行っているところであります。特に、上水道、簡易水道使用料は下水道使用料と異なり、滞納処分を行うことができないため、飛騨市水道料金等滞納整理事務手続規定を設け、対応をしているところでありますが、悪質な滞納者には給水停止予告、給水停止等を行い、現在、給水停止中の案件は12件となっております。

下水道使用料等については、地方税と同じように滞納処分ができることから、段階を踏んだ手続きを進めており、平成25年度実績で給与、預金等の差し押さえを12件実施しております。

なお、滞納整理を進める上で最も重要なのは、職員のスキルアップと捉えておりまして、各種研修会に複数の職員が計画的に参加するなど、個々のスキルアップを図るとともに、関係部署と情報共有を図りながら、滞納者の一掃に努力をしております。

〔環境水道部長 柏木雅行 着席〕

○1番（前川文博）

先ほど、パーセントの答弁の中で、前年に比べて簡水が0.02%、上水が0.04%の減ということをおっしゃったと思うのですが、これはこれだけ収納率が上がったということなのか、それとも滞納が増えたということなのか、どちらの意味で取ればよろしいですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□環境水道部長（柏木雅行）

ただ今のご質問でございますが、収納率が落ちたということで、滞納が少し増えたということでございます。

○1番（前川文博）

督促、電話、個別訪問ということを担当の方がされてみえると。それから、悪質な方には給水停止が12件、給与などの差し押さえが12件ということで、いろいろ努力をされてみえると思います。今後も担当の方には頑張ってもらって、収納率のアップを目指していただきたいというふうに思っております。

今、水道関係で質問をさせていただいておりますが、滞納整理とかとなりますと他の部でもあると思います。質問の大項目が「水道使用料など」ということで、先ほど「な

ど」をちょっと強く言ったと思いますが、通告に記載させていただいておりますので、多分流れで振られるのではないかと予想してみえると思いますので、その期待に裏切らないように、少しお伺いしたいと思います。

一番やはり身近なところであるのが国民健康保険、介護保険、保育料とか、住民の生活に関係している部分がありますが、いきなりですので分かる範囲の数字で収納率がアップしたのか、下がっているのかという程度でも結構ですので、分かれば教えてください。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただ今のご質問にお答えをいたします。国保の収納率につきましては、あらゆる所で言わせていただいていると思いますけれども、飛騨市は非常に高い収納率でございます。県下でも市の中では1番ですし、市町村合わせると白川村が1位ということですので、2番ではございますが、市の中では98.54%ということで、25年度につきましては高い収納率でございます。

介護保険等につきましても、年金から特徴といって振替の部分はもちろん100%でありますし、納付書によって納めていただく普通の徴収につきましても95%以上を維持しているということで、高い収納率であります。

保育料につきましては、25年度、ほぼ99.99ということで、現年につきましては高い収納率ですが、滞納繰越につきましては、やはりさまざま職員は努力してくれておりますけれども、大体20%から30%というような形の収納率となっております。

滞納に関わりましては、今ほど柏木部長がおっしゃったような形での対応は、市民福祉部でも行っているところでございます。

○1番（前川文博）

ありがとうございました。そうしたら、あとは目のあったところで、病院も確かあるようなことをちらっと聞いたことがあるのですが、その辺はどのような対応策をされていますか。

□病院管理室長（川上清秋）

病院につきましては、収納率まで計算はしておりませんが、25年度で60万余りございます。その方に対しては、毎月督促の通知を出しておりますし、個々に徴収に行ったりもしております。それから分納させている方も多くみえます。繰越分につきましては、600万余りとなっておりますけれども、なかなか回収不能と思われるような部分もございます。その不能と思われるというものにつきましては、旅館の従業員等が病院にかかられて、旅館からどこかへ、またよそのほうへ働きに行かれるということで、追っかけてはいるのですが、なかなか所在がつかめないというような部分もございます。旅館へ問い合わせて、行き先を確認したりもしておりますが、旅館でもなかなか

分からないというような方が多いような状況でございます。

あまり遠くまでは滞納整理に出かけることはできておりませんが、富山辺りについてはちょこちょこ伺って回収をしている状況でございます。

○1番（前川文博）

旅館の従業員の方ですか、よそへ行かれて所在不明というようなところの不納金が多く出てくるという可能性があるということですね。

それでは、最後にもう1カ所なのですが、金額は一番多分大きいであろうと思う住民税、固定資産税、軽自動車税など、税関係のほうはどのような対策でやられていますか。

□総務部長（小倉孝文）

税につきましては、特に税務課の職員は、徴税吏員証という証書を持っております。これは何かと言いますと、徴収できる権利ということで、この権利がありますのは飛騨市で言いますと、市長と税務課の職員だけです。ですから、税務課の職員には、まず第一の使命は、大切な自主財源を確保しようということで、今飛騨市の場合、現年度につきましては99.5%の方々が納めていただいております。ですから、1%の人が現年度の滞納でみえるのですけれども、その人たちには、私たちの後ろには99%の善良な納税者がいるんだということで、1%の方には恐れることはないということで、特にそういう人たちにつきましては差し押さえを積極的にやれということを示しております。言われましたように、現年度につきましては、最近そのようなことで徴収率は上がってきております。4年前から見ると、約1%程度徴収率がアップしているというのが現状でございますし、滞納者、繰越につきましては、やはり日々努力はしているのですけれども、だんだん徴収できる、差し押さえる方が少なくなってきていると。ということは、やはりいろんな債務を抱えてみえてできないということもありますので、それはそれとして、何にしろ新たな滞納者を作るなということで、現年度のほうに力を注いでいるのが今の現状です。以上です。

○1番（前川文博）

ありがとうございました。今、2つの部と病院のほうを聞かせていただきましたが、全体的に滞納整理のほうには力を入れてみえるような状況かなというふうには思いました。

金額が水道のほうはちょっと増えていると今話がありましたが、全体的に税のほうも減っているような雰囲気ですので、100%の収納ということを目指して今後も頑張りたいと思いますが、今聞いた部分で、環境水道の水道から始まったのですが、市民福祉、総務の税務のほうというふうで3つの部、病院会計は地域の方が多いというようなことになりますので別ですが、各部、他の部もまだ関係するところもあると思います。今現在それぞれの部で、または担当の課で滞納整理に回られていると思いますが、先ほど個々のスキルアップとか情報の共有というような答弁がありました。滞納者の中には各部に共通してみえる方も多数みえるのではないかと思います。今後の滞納整理の

方向としてですが、先ほど税のほうは徴収証ですか、そちらのほうがないと回れないという話がありましたが、各部で単独に回るよりも、例えばそういった所と情報を共有して回っていくというような手を考えることはできませんか。その辺もしお答えできれば、お願いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。今、前川議員がおっしゃいましたように、横との連絡は取りながら一緒に回るとか、また税のほうでは、水道、国保等も含めまして、昨年もそうでしたけれども、やはりちょっと税のほうは差し押さえにつきましては少し勉強しているということもございますので、各部とか課を寄せまして勉強会を昨年も6回程度開き、徴収率の向上に向けましては、やはり横の連絡を取りながら進めているのが現状でございますので、よろしくお願いたします。

○1番（前川文博）

ありがとうございました。横の連携を取っていただいて、今後も100%に向けていただきたいと思っております。それでは、二つ目のほうに移らせていただきます。

教育行政の基本的な考えは、ということで3点質問させていただきます。一つ目ですが、土曜授業について、ということです。

土曜授業ですが、昔、1992年9月から公立小中学校および高等学校の多くでは、毎月第2土曜日が休業となりました。その後、95年4月からは第2土曜日プラス第4土曜日も休業となり、隔週週休二日という形になりました。それから2000年に入りまして、2002年4月には公立小中学校および高等学校の多くでは、毎週土曜日が休業となり完全な週5日制となっております。

そこには、学校教育法施行規則の中で「日曜および土曜は休業とする」と定められており、行事などを除いて土曜に正規の授業を組むことはできないことになっておりました。

平成25年11月29日公布・施行の土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正におきましては、一つとしまして、改正の背景・趣旨で「土曜日において、子供たちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。以上のような観点から、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正。改正内容としましては、公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確化、とされております。

この改正もあってでしょうが、最近では土曜授業の推進が各地で広がってきております。東海地区の中ではテレビとかでも出ましたが、三重県では29の市のうち21の市で土曜日の授業を今年度開始しております。来年度は、さらに増えて23市になると聞いております。

また、県内でも土曜授業を開始しているところも出てきております。土曜授業の実施校、これは平成24年度の実績ですが、公立小中学校では1,801校、全体の8.8%、公立中学では9.9%、その対象アンケートで「土曜授業を行った理由」で一番多かった理由が、「開かれた学校づくりのため」との回答が多く、小学校で89.3%、公立中学校では86.1%と、複数回答ですのでこれだけの数字にはなっておりますが、土曜授業を行うのに「開かれた学校づくりのため」がトップというのは、ちょっと私はどうかなという感じは思うのですが、授業を増やすと、授業時間を増やすというのは良いのではないかなというふうには思っております。

また、平成25年度全国学力・学習状況調査の質問の回答から引用しておりますが、小学生では土曜の午前中、習い事やスポーツ、地域の活動に参加していると回答している児童が約27%、家でテレビやビデオ、DVDを見たりゲームをしている児童が約22%。午後ですが、午後は習い事やスポーツ地域の活動に参加している児童が25%、友達と遊んでいる児童が23%。保護者に対して子供がどのように過ごしてほしいかというアンケートも実施されておまして、小学校では、学校で授業を受けるが36.7%、習い事やスポーツ地域の活動に参加する38.7%、家で勉強や読書をする35%、家族と過ごす37.2%などとなっております。

中学生は、土曜の午前中は学校の部活に参加している約64%、午後は部活に参加している約22%、家でテレビやビデオを見ているが21%となっております。こちらのほうも保護者に対してのアンケートでは、土曜日は学校で授業を受ける36.1%、学校の部活に参加する約54%、このような保護者からの回答がアンケートとして出ております。

それを踏まえてですが、飛騨市も今年の5月に市内の小中学校に「土曜授業の必要性を検討すること」との内容で、保護者アンケートを実施されております。そのアンケート結果と、今後の土曜授業についての方向性はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

2点目ですが、部活動の今後は、ということですが、小学生から中学生になると部活動という新たな活動が始まります。小学生では市内のスポーツ少年団、または市外のクラブ活動などそれぞれの家庭で加入しておりますが、中学生になると学校活動での部活動に加入しております。

現在は、少子化の影響で中学生も毎年数十名の生徒が減少しております。これは確か5年後だったと思うのですが、5年後くらいには神岡、古川の両中学で150~200程度の生徒が減少すると確か見込まれていたと思います。

以前に比べると、現状の活動の数も減ってきております。また、近い将来これだけの生徒が減ると、部活動の数を維持するのが困難な状況になってくると思われれます。今後減少して、さらに自分の入りたい部活がなくなると予想されております。

また、さらにクラブチームなど外部団体に所属する生徒も増えてきており、部活動の活動に影響を及ぼしていると聞いております。

例えば、野球やサッカーなど大人数でするところは、ベンチ数の最低登録部員が必要になります。部活で最低部員が登録されていても、クラブチーム所属の部員が中におりますとそちらのほうに参加して、部活のほうで大会当日欠席ということになり、大会に参加できないというような状況も発生すると考えられます。それを避けるために個人競技の部活などを選んで加入している状況もありますが、どちらにしても大会当日は欠席するということが多く、練習のときは一緒にできますが、大会に参加できないということが現状発生しております。

平成20年には、文部科学省から部活動は学校教育の一部との見解も確かされていると思います。今後、少子化がますます進む中で、部活動の今後のあり方が重要な課題となっていくと思われれますが、その辺についてはどのように考えてみえるかお答えください。

3点目ですが、保護者からの要望、苦情についての対応は、ということですか。

これは先月5月に相談を受けまして、ある地域の保護者からお話を聞きました。学校行事、PTA行事であると思うのですが、一部の方から、ちょっと都合が悪いので変えてほしいということで日程の変更の申し出があったと。正式発表をする前であったので変更をしたのですが、またさらに声の大きい方がみえますと、また変えてほしいということで再度要望、意見があったということでした。こちらのほうについては、もう案内文書も出ていた後でということ、変更はなかったというようなことを聞いておりますが、やはりこういう大きい声の人がみえたときに、簡単に予定してしまうような行事の事例というのはあるかどうかお伺いしたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

それでは、議員ご質問の3点について答弁をさせていただきます。最初に、土曜授業についてお答えいたします。

まず、確認として議員がお話しされましたことを復唱いたしますけれども、昨年11月29日、国は土曜授業の実施に関わる学校教育法施行規則の一部を改正しまして、学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確化しました。

これも議員がおっしゃいましたように、改正の背景、趣旨としては、子どもたちにこ

れまで以上に豊かな教育環境を提供して、その成長を支えることが重要であり、そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが必要だからとされております。

そこで、この改正の趣旨に鑑み、市内の小中学校の実態を捉えますとき、どの学校も年間授業時数が学習指導要領に示されている標準時間数を上回る中、市学習習慣確立指針を基盤に授業改善に取り組み、全国学力・学習調査や市標準学力状況調査の結果から学力の向上が図られてきています。

また、昨日の後藤議員のご質問への答弁でも申し上げましたが、ふるさと教育やキャリア教育等、どの学校も教育課程の中において、地域学習や体験活動を位置付けて取り組んでいます。さらに、飛騨市が誇りとしての伝統文化、伝統行事である各地区の例祭など、地域とつながる活動への児童生徒の積極的な参加が促され、豊かで多様な教育環境が整っている状況にあると認識しています。

議員ご承知のように、先般、市小中校長会が土曜授業について保護者アンケートを取りました。その設問の「お子さんに土曜日の午前をどのような過ごし方をしてほしいか」に対して、「学校で授業を受けさせたい」と回答された方は、約4割という結果でした。

「4割も」、「4割しか」捉え方はそれぞれありますが、この保護者の願いの根拠にあるものを十分に踏まえながら、学校週5日制の生活が定着している今、飛騨市の児童生徒には、どんな力をつけなければならないのか、そのためには土曜授業を導入しなければ実現できないのか、もう少し広い視野に立って、長期展望の中で考えていきたいというふうに思っております。

よって、現時点では土曜授業を実施する考えはなく、先ほど「開かれた学校」というようなことをお話しされましたけれども、より学校、家庭、地域が役割分担して、豊かな教育環境を提供できる教育委員会としての支援に努める所存です。

二つ目、部活動の今後についてですが、市内の中学生は、全員が学校の部活動に登録し、放課後に顧問や外部指導者の指導を受けながら、それぞれの場所で活動しています。

飛騨市立中学校部活動の基本方針では、「自主的、自発的な参加による計画的継続的な活動であり、好ましい人間関係を育成し、自らの適性や興味、関心等をより深く追求する機会である」としています。

また、部活動の内容については、「学校教育の一環として学習した内容や目標を踏まえたもの」であり、部活動数も、学校の規模、これは生徒数あるいは教職員数、外部指導者数、施設環境等を十分に考慮した上で、学校が総合的に判断しています。

たとえ生徒数が減少しても、この方針については何ら変わりなく、学校が総合的に判断するものです。ソチパラリンピックに出場しました山之村中学校卒業生、岩本啓吾選手は同級生が4人、中三時代は7人の中学生の一人でしたが、学校が地域の特色を生かして取り組める種目であり、一人一人に自信と誇りを持たせるものとして判断、選択し

たのがクロスカントリースキーで、高校でも続けた結果がパラリンピックという快挙につながりました。ごく小規模校の部活動での成果としての大きな光です。

なお、種目によっては期間限定ではありますが、県中体連規約にのっとって、他校と合同チームを編成して、試合に出場できる機会が設けられていることもご承知ください。神岡中学校の女子バレー部が、現在は女子バレー部はなくなりましたが、北陵中学校と合同でチームを組んでいたというのがその一つの一例でございます。

三つ目のご質問、保護者からの要望や苦情についてお答えします。

学校行事が「子供の成長にとって不適切な内容ではないか」等内容についての苦情があったような場合は、当然のこととして教育委員会は学校を指導します。ただし、学校行事は、学校教育法に基づくとともに、市の教育委員会の教育方針を踏まえての各学校の教育構想によって年間計画を立案、実施されていますので、これまで一切苦情などはありません。

また、PTA行事につきましては、各学校のPTA会長を中心とした本部役員が、学校の願いを聞きながら「親としての成長」を期して内容を考え、行事を計画されるものです。学校行事同様、「子供の成長にとって不適切」、「親のあり方から考えて問題」というような苦情が教育委員会にあれば、迅速に学校長を通して対応いたします。しかし、今回のような日程変更というようなことについては、学校と相談の結果、PTAが諸事情から判断されたことで、議員が相談を受けられた方の思いは多数の方の思いの代弁なのか、その方個人なのかに関わらず、教育委員会が関与することではないと考えています。ですから、事実としては知り得ておりません。以上、答弁を終わらせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○1番（前川文博）

ありがとうございました。まず、一つ目の土曜授業の話ですが、授業時間数が最低の時間数を上回っているということで、土曜日の分も平日でやって今飛騨市は補っていると、時間数のほうは問題ないよというような意味ではなかったかなというふうに聞いております。

飛騨市のアンケート結果のほうも、土曜日授業のほうが4割ということで、全国と同じ程度でしたので、またこちらのほうは様子を見て検討をしていただきたいというふうに思います。

いきなり来年から変えるとか、再来年から変えるとなると、今の週休5日の話で各種団体に、土曜日が休みになったことによってそちらで活動したという経緯がありますので、やはり周知期間も数年必要になると思います。そういったことも考えていただきたいのと、今出ている土曜授業というのが、昔みたいに午前中毎週行う授業ではないというところで、その辺は授業時間数とか地域との関連がしっかり取れているのであれば、また検討して向かっていただきたいというふうに思っております。

それから、今の3点目の話をさせていただきます。確かにPTAの話ですので、どうかなというのは思ったのですが、PTAも確かに学校とは切り離れた組織であります、小学校であれば運動会の補助とか、いろいろ学校行事に参加している一つの団体であります。今、PTAのことでありましたが、学校に対してはそういった苦情のほうはないというような話は伺いましたのでいいのですが、今後、例えば一部の声の大きい方から出たことによって、変更とか変わるようなことがないようなことだけお願いしたいというのが3番目の意図でございまして、PTAが云々ということではないです。こういうことがちょっとあるということで、知っておいていただきたいという内容でした。

それで、2番目の部活のことですが、今もパラリンピックの岩本選手の話とか、神中の女子バレー部が北陵中と合同でチームを作ったということがあったのですが、今神岡中学校、野球部なのですが、去年は10人入部したのですが、今年2人、確か2人ということで聞いております。来年、部が存続するのかなどどうなのか分からない状況だということで、学校としては今年、入学前に事前アンケートを取って、来年度の部活で何を残して、何を廃止するかを検討するというような説明が、今年の総会であったようです。

今回、質問するに当たり、野球関係者の方、また他の方にもいろいろとお話をしていたら、それに参加してみえて話をされてきたのですが、その中でも廃部、休止になるであろう部の保護者の方から、こんな声を聞いてきたのです。高校に入学する段階であれば、どこの学校に行くとか、部活はあそこの学校にあるから行こうとか、そういうことを検討して行くことには高校に行くときなら分かるんだけど、まさか小学校から中学校にあがるときに、自分の入りたい部がないから学校をどうしようか考えなければいけないねと。こんなことに小学校のときでなるとは思わなかった、という発言というか、そういう言葉を聞いたのです。最初この意味が分からなかったものですから、またちょっと話をしていたら、自分の好きな部がなければ、今は例えば高山なり富山なりのクラブチームに入ると。そこに入るのはいいんだけど、毎週の送り迎えやそういったことが大変だと。そうであれば、もういつそのこと市外に引っ越して、そちらの中学校に通ってもいいんじゃないの、というような話まで出てきたのです。そうすれば部活の心配はないし、仕事のほうは飛騨市へ通えばいいことだからと。こんな笑い話にならないような話も出てきたのです。先ほど人口減少という話で、近隣自治体への転出防止というようなことで水上部長からもありましたが、こんなことで市外のほうへ流出するなんていうのも、もったいないというか、どうしたものかなという話なのですが。現実は今こういうことを思ってみえるという方があります。他の学校と部活を一緒にやったとかという事例があることを、やはりもう忘れていつている部分もありますので、そういったこともまたアピールしていただいて、部活のあり方というのをちょっと検討していただきたいと思うのですが、その点はいかががでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

私が教育長に就任させていただいてからも、この部活動については年々生徒数が減少しておりますので、それぞれの学校、特にとりわけ神岡中学校が切実な問題として、毎年毎年育成会と協議しながら長期展望に立って、部活をどうしていくかということは協議されております。

それから、今の小学校から中学校へ行く段階において、自分が入りたい部活がないということについてですけれども、私は、もちろん飛騨市の学校の児童生徒数が減少することについては、非常に大きな悲しいことだと思いますけれども、その子の家庭にとっては、その子の将来を見据えて考えて判断されることであって、最も良いその子にとっての将来を判断されればいいというふうに思っています。現実には、サッカーなどでしこジャパンに小学校を卒業した段階で、サッカーで中学校へ県外留学しているというような生徒もおります。ですから、もうとにかくそれぞれのご家庭の判断だと、これはやむを得ないというふうに思っております。

○1番（前川文博）

ありがとうございました。確かに最終的には家庭の判断ということにはなりますが、やはり一番根本なのは、今の人口減少、少子化というところに最後つながっていきますので、また今後そちらのほうで考えて、子供の数が増えればそんな心配ないわけですので、またそういったことも考えていきたいというふうに思っております。以上で終わらせていただきます。

〔1番 前川文博 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたしまして、再開を1時といたします。

（ 休憩 午前11時40分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に4番、洞口和彦君。

〔4番 洞口和彦 登壇〕

○4番（洞口和彦）

今回が初議会の張り切ってみえる菅沼議長よりご指名をいただきましたので、ご質問をさせていただきます。今回、大きく2つの質問をさせていただきますが、2点とも昨日同じような質問が出ております。まさに、祭りのあとふきのような気もいたしますが、気を取り戻して私は違った角度から、しいて言えば市民目線での質問をさせていただきます。

たいと思います。まず1点目には、行政財産目的外使用に係る使用料の見直しについて、お伺いいたします。

行政財産の使用許可されている団体には、町づくりや観光振興、環境整備、雇用対策等に取り組み、市の行政の補助的な活動をされている所がたくさんあります。地域で求められている生活支援サービスや、地域貢献などに取り組む地域活動団体には、一定の配慮も必要であると考えています。

今回の改正が、今までの取り組みや地域活動にどのように影響するのか。住民の中に運営が浸透していた運動を停滞させないためにも、見直しの趣旨と運用について伺いたいと思います。

一つ目に、飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料等徴収事務取扱要領は変更されたのかどうか。変更等があれば、その経緯と内容について伺いたいと思います。

今回の改正により、使用料に大きな変更があったということをお聞きしています。その目的と変更経緯、変更された内容について伺いたいと思います。

二つ目に、行政財産目的外使用の現在の状況と、具体的に使用料金がどのような差異をもって値上がりしたのか。具体的に使用料の変更はどうなったのかについてお伺いしたいと思います。

3点目に、変更に伴う使用者との話し合いはどのような状況なのか。じっくり話し合われて進められてきたのか。値上げに伴う影響や問題点はどのような状況なのか。使用料等徴収事務取扱要領の改正から施行実施までの日にちが3日かしかございません。大幅な値上げ等、使用者に重大な影響を与える場合には、話し合いに余裕の時間と今までの経緯を認識した協議が必要です。今回、周知、話し合いは十分にできたのでしょうか。使用者からの要望や問題点はなかったのか。

また、飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例第3条の使用料の減免について、この項目については、市民運動の支援の立場で大いに活用すべきと考えますがどうなのか、について伺いたいと思います。

また、許可制だからとして、使用者の声を聞き、要望等の調整や相互理解が必要であり、一方的な市側の対応はなかったのか。強要されたことはなかったのかについて伺いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔副市長 白川修平 登壇〕

□副市長（白川修平）

それでは、洞口議員のご質問につきまして答弁をさせていただきます。

行政財産の目的外使用は、地方自治法第238条の4において、住民全体の財産としての効率的な使用という観点から、その本来の目的や用途を妨げない限度において、当該地方公共団体以外の者による使用が認められているものでございます。使用料につい

ては「飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例」等に基づき算定することとなっております。

一点目、飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料等徴収事務取扱要綱は変更されたのか。変更等があれば経緯と内容は、についてお答えします。平成24年12月定例会一般質問において、高原議員から普通財産の貸付料について、公平性を保つよう、神岡町の雇用促進住宅駐車場を例に質問がありました。その回答として、当時の賃料が極端に安いことから、基準に沿った賃貸契約を結ぶ旨の答弁を致しました。このことを契機として、その後普通財産と併せて行政財産の目的外使用料についても見直しを行ってきたところです。その結果、森下議員の質問に答弁したとおり、類似団体において使用料算定や減免の取扱いに格差があるもの、使用料の算定について異なっていたものが見受けられました。このことから、使用料算定の基礎となる財産台帳価格、光熱水料費等の算定方法、使用料の減免等について明確にするため、飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料等徴収事務取扱要綱を制定しました。したがって、今回の見直しは、条例でございます飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例を見直したわけではなく、これらの格差を解消すべく取り組んだものでございます。

2点目、行政財産目的外使用の状況と具体的に使用料金がどうなったのか、についてお答えします。使用料金などは、団体に不利益をもたらす可能性も考えられますので、この場では具体的な公表は控えさせていただきます。

今回、使用料が大きく増加した主な団体は、公共的団体であるが、それが収益を伴う事業を行っている団体、収益を業とする者が組織している団体であります。これらについては、既に適正な使用料を納付いただいている他の類似団体との公平性を確保する観点からも、早期の見直しを図ったものであります。

3点目、変更に伴う使用者との話し合いはどうなっているのか。影響や問題点は、についてお答えします。本年3月の附帯決議は、平成26年度一般会計予算に対する附帯決議であります。また、土地や建物の貸借について、合併後不均一な状態にあるため、地域への影響や他の調整作業の進捗もにらみながら、作業の開始時期を検討しております。議会の決議は、議会の意思を表すもので拘束力を持つものではありませんが、議会の意思が26年度の予算執行に併せ実施すべきとのことでありましたので、4月早々に着手したものであります。

また、決議は「国、県、医療関係及び福祉関係へ貸与しているものを除く市が管理している全ての財産について再検討を行い、今後の活用方針を明らかにすること」との内容になっていることから、議会の意思は市が保有している行政財産および普通財産すべてを対象に調整すべきであると理解をいたしております。

本来は、この調整作業は、合併直後速やかに実施されるべきものでありましたが、ここまで引き延ばされました。影響があるかと問われれば、当然あると認識していますが、どこかでは行わなければならない作業であり、影響を一つ一つ解決していく手法が求め

られていると考えております。

次に、飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例第3条の使用料の減免について、市民活動支援の立場で大いに活用すべきと考えるが、についてお答えします。行政財産の目的外使用は、住民全体の行政財産の効率的な使用という観点から例外として認められています。市民活動支援として活用する場合であっても、行政財産を使用する立場ばかりではなく、民間施設を借りている方々のような、行政財産を使用していない住民から見ても公正、公平でなければなりません。また、透明性を図る上でも、減免規定を積極的に活用することは好ましくなく、市民活動支援と行政財産使用料の減免は分けて対応すべきと考えています。

住民にとって経済的便益に偏りのない使用料をいただき、その上で政策的観点から支援策を講じることこそ公平の原則であると思っております。

なお、使用料の算定は、条例および要綱により算定し、その納付を条件に、申請のあった者に許可を出すものであります。一方的に市の立場を強要しているものでないことは言うまでもありません。以上です。

〔副市長 白川修平 着席〕

○4番（洞口和彦）

私の質問の中で、各個人的なものは団体があるので申し上げることができないということでしたが、一番値上がりの多い所。いくらがいくらになったのか、については答えることができると思いますが、いかがですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

某団体でございますけれども、一つの例を言いますと、私どもが算定いたします額によりますと、約135万です。それが今現在は、3,100円と。3,100円もらっております。私たちが計算しますと、もう一度言いますけれども135万8,000円でございます。

○4番（洞口和彦）

ちょっと、私の質問の答えになっていないのではないですか。私は、今改正された所で、どこの会社がいくらいくらになったということではなくて、一番値上がりが多かった所。いくらがいくらになったのか、それをお聞きしているのです。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

先ほど総務部長が答弁したことを、再度申し上げさせていただきます。現行の3,100円が、再計算によりまして135万8,415円になったということでございます。

○4番（洞口和彦）

すみません。3, 100円だった所が、135万円になったということですね、それだけ上がったという。分かりました。では、今回改正は、いくつかこの項目で貸し出している所があると思いますが、何社くらいが改正されたのでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

団体数でいきますと、行政財産を貸し出している団体は今現在30ございます。30団体ございます。ただし、この中には条例どおり頂いている所も含まれておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（洞口和彦）

ちょっと私の質問が悪いかもしれませんが、いくつ、30団体のうちいくつが改正されたのですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

30団体のうち改正されたのではなしに、正規にもらっている所もあります。だから、別に改正したわけではないということで……。大変申し訳ありません。30団体のうち、20団体が額が変わる予定です。ただし、下がる所もございますのでよろしく願いいたします。

○4番（洞口和彦）

今の返事を聞いて、ちょっとびっくりした人もいると思うのです。3, 100円が、135万8, 000円になったということです。普通、あり得ない話ですよ、一般常識では。もちろん今までの3, 100円がすごく安かったからと言ってしまえば一言でございますけれども、今回、先ほど言われたように公共性、平等性を期すために一定の基準を定めて改修するようになった、要綱を変更してなったということですが、各団体への担当されたのは、各部署で受け持っている部署が担当されたと聞いています。その担当部署では、伝達、通知という考えなのか、それとも調整なのか、それとも問題点やいろんな意見を聞くためのものだったのでしょうか。それから、また各部署には、どのような権限を与えていたのでしょうか。お聞きしたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

昨日、森下議員の質問でもお答えしましたように、市長からは、当然値上げをすることによって経済活動、その団体の活動に大きな支障があるものについては、支援するものについては支援をするということを前提にしながら、しかしながら同じような団体で

しっかり料金を払ってみえる団体と、これまで合併から10年間、免除とか減免という措置の中で正規の料金を払って見えなかった団体があるわけですので、これを調整するように担当のほうに指示をいたしています。したがって、今後具体的などという支援策を講ずるかについてはこれからの話し合いになるわけですが、そういうことを前提にしながら、市民にとって公平で公正な使用料となるように調整をするように指示をしたところでございますので、どのような権限というようなことまでなくて、調整作業を命じたところでございます。

○4番（洞口和彦）

一定の基準に沿って進められていますし、そのことについては執行部の方針ですので、とやかく申し上げることはございませんが、ただ、私の一番言いたいことは、今までの経緯としてお互いに相互理解しながら、長時間時間をかけてきて、特にこの使用料の問題ですので金銭が絡みます。先ほど、副市長も言われたように、そのことによって、例えば3,100円が135万になったとしたら、その団体の営業自体に大きな影響を及ぼすことは間違いございません。そういった意味でももっと時間をかけて、例えばこの要綱は3月28日改正です。もう4月から実施したいと。これは十分な話し合いができる猶予がないわけです。そういうことは、例えば借りている団体にとってみれば、強引だし本当に強制的に一方的ではないかというふうに思われても仕方ないと思うのです。もっと信頼された付き合いと言いますか、行政として、やはり温かい目で見てやるという感覚はございませんか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

先ほど答弁でも申し上げましたように、本来、行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例につきましては、合併のときに調整をされております。土地の価格については、土地の評価額の3%が年間の使用料でございます。建物につきましては、評価額の7%が使用料ということで定められました。問題は、このとおりに運用されているかどうか、算定そのものに間違いと言いますか評価額の考え方に間違いがあったもの、また評価額が変わってきたのに評価額の変更どおりにされていないもの、また合併前の町村のときに算定されたままのものを調整されて全体としての調整がなされたのに、個別にまで行き渡っていないものを調整されるということでございますので、今ほど一方的に料金を値上げるための条例改正をしたわけでもございません。そうした取扱要綱を定めて、同じような目線の中で平等にするようにということで、取扱要綱を決めただけでございまして、当然、光熱水費とか水道料につきましては、使った料金を平等に頂くのが当然原則でございますので、この取り扱いをかまっただけで、一方的に3%のものを5%にした、10%にしたということではございませんので、その辺の改正の要旨につきましてはご理解をいただきますようお願いしたいと思います。

○4番（洞口和彦）

改正の経緯については私も先ほどからの説明、昨日の説明でよく分かっているのです。ただ、相手にとってはもっと優しい対応があるのではないかと思うのです。意見を聞いてそれに答える。もうちょっと4月から実施するのではなくて、余裕をもって、例えば4月改正でしたら、昨年うちに提示をして検討していただけないか、話し合いも持ちましょう、私も進んで参加しますから。これが行政、執行部のやり方ではないですか。いかにも、こう決まって今までであったからというような押しつけに聞こえて仕方ないです。若干、相手側の目線に立った対応をもう少ししてほしいなど感じるのですが、いかがでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

洞口議員は、どこのことを挙げて言ってみえるか分かりませんが、今ほど洞口議員が言われたように、順序立ててしっかり説明をしているつもりでございます。このやり方が具合悪いということであれば、どこどこと言っていただければいいのですけれども、先ほど副市長が言いましたように、こういったことをしっかり打合せをしながら丁寧に説明してきたつもりでおります。たくさん上がった所はびっくりする所もあるかもしれませんが、下がる所もあるわけでございますし、丁寧に説明してきたつもりでございますので、このことにつきましては、引き続きしっかりと進めてまいりたいというふうに思っています。

○4番（洞口和彦）

丁寧に説明してきたということでございますし、理解もされている所もあるわけですから、丁寧に説明された所もあるのでしょうか。

しかし、この要綱改正から実施まで3日しかないですよ。この中ではあまりにも期間が短いというふうに考えるのですが、その点はいかがですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

これは決めてから、その後の日にちが少ないか長いかによって異なるものではないと思いますし、4月から実施したいから3月中にやっ、4月から実施するというので決めたことでございますので、この辺は議員ご理解いただきたいというふうに思います。

○4番（洞口和彦）

突っ込んで話しても大体平行線ですので、この話はこのくらいにして。

使用する建物の場合、台帳価格が基本となって使用料が決定されています。その場合、公の建物ですから減価償却、普通、民間でございましたら建物ですので減価償却を見越してその年の価格で計算する。それから付帯事項といえますか、いろいろな設備ができ

れば、それはそれに加味する。これがどこの世界でも使用料でございますので、許可制ではございますけれども、これは当たり前だと思うのです。

ところが、取得価格のままですということについての矛盾点があるとはお思いになりませんか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

例えば、アパートなんかの賃料につきましても、いったん決められたものが例えば減価償却で10年たったから、例えば5万円のものが10年たったから3万円にする、2万円にするなんてことはございません。5万円と定められれば、たいていの場合は値上げをすることがあっても、下げられるということはないというふうに思っています。それはなぜかといいますと、行政財産の場合は、本来設置した施設を維持するために補修費をかけています。ドアが壊れれば直したり、設置したときの機能とそれからグレードを保つために、一定の補修費をつぎ込むことによって、当初建設した状態を維持するというふうになっているというふうに理解をしています。これは普通の民間のアパートなり、建物でも同様だというふうに思っています。機能が大きく損なわれるようなことになれば、当然値下げということはあるわけでございますが、今ほど洞口議員が、民間のほうは減価償却によって一定価格ずつ毎年下げていくかのような説明をされましたが、私はそのように認識をいたしておりません。アパートの利用につきましても、いったん定められれば、よほどのことがない限りそれを毎年下げられるというようなことは、実際の例としてはないというふうに認識をいたしております。

○4番（洞口和彦）

契約期間内にはないかもしれませんが、特別な場合を除いて。いろいろ耐震をしたから、その分丈夫になったから値上げしたいと言われれば、また別ですけども。しかし、これは毎年契約ということになれば、その年の価値というのはあるわけですから、それによって決定されるというのが一般的だと思いますけれども、どうですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

そうしますと洞口議員は、アパートに最初に5万円に入った方はずっと5万円だけれども、3年後に入った人は4万5千円で入られるようなことが、実際民間であるのでしょうか。当然、5万円と定められれば、3年たって入られる方も、そのとき入ってみえる方と同じ状態に入るとというのが普通だというふうに思っています。再度の答弁になりますが、建設されたときの機能を保つために、市はそれなりの維持費をかけております。したがって、当初算定した額に従いまして行政財産の目的外使用料は算定をさせていただきます。

○4番（洞口和彦）

それは当然、再契約ですからそのときの値段というのはあると思いますよ。ではちょっと質問を変えますけれども、実は神岡振興事務所が今耐震工事を計画されています。現時点では、4階に飛騨アカデミーさんが借りてみえて、今のこの項目に該当するのですけれども、たとえ耐震工事が行われても、値段はそのままで変わらないということですよ。それでいいですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

行政財産の目的外使用料の建物の価格につきましては、建設した当時の価格をベースにしながら7%ということを決めていますので、後の耐震補強にどれだけの金がかかっても、利用料を増やすというようなことはございません。

○4番（洞口和彦）

分かりました。それから現在、振興事務所の未使用部分というのは、特に2階、3階、4階も今アカデミーさんが使ってみえるだけで空間が見えます。ただ、使っている下の部分だけを耐震というわけにはいきませんので、全体をやるのですけれども、ただこの建物は、かなり最初の建設の費用が高額なために、今の論理でいきますと、もし借りたいという場合に、空いている部屋を、高額になるというふうに思っているわけです。そうなりますと、当然借り手も少なくなってくるということがございますが、今度、例えば耐震工事の中で、有効活用するために余っている部屋等々の目的外使用を見越した工事等は行われる予定はございますか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

神岡振興事務所の利用につきましては、民間の団体、それから利用される団体、自治会等の代表等に入っていて、どのように活用するかについては現在検討をしてみえる最中でございますので、ここでは結論じみたことにつきましては答弁することができません。

○4番（洞口和彦）

大分長くなりましたので最後ですけれども、この使用徴収条例の中では、使用料の免税、減免というところで第3条ですけれども、使用料を市長が減免できるというふういうたってございます。私は、先ほどこの項目については、いろんな環境を見たり、その団体の行政に携わる具合を見て、本当にこの項目大いに使ってほしいというふうに思うのです。

ところが、今の見直しの中ではこういう免税している点があったので、そういう点を平等、公平性のために、どちらかというところこの項目を直すような案にしたということ

ございますけれども、現在は全面免税はいいのです、社会福祉協議会のような全面減免はいいのですけれども、一部もらっている中での減免されている箇所については、1カ所もございませんか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

洞口議員、再度お願いいたします。

○4番（洞口和彦）

すみません。この3条の減免ができるというふうになってはいますが、この見直しの中で、できるだけ減免されている所が少ないので、均等を保つためにこれを統一して減免をなくしたというふうに申されましたが、今、新しい改正の中でそれでも減税をしているという箇所はありますか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

ご質問になってみえるのは、減免する団体があるかということを知りたいわけでしょうか。

ございます。

○4番（洞口和彦）

それは何カ所でございますか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

先ほど言いましたように、今現在使用されているのは30団体で、そのうち減免規定になるのは6団体でございます。

○4番（洞口和彦）

一貫して固い答弁でございますけれども、私が言っているのは、地域に貢献されている団体、それからやはり市にプラスになるような、行政の補助的な立場の方については、この項目があるわけですから、今6カ所は使ってみえるということでございますけれども、親身になって話してより深めて理解をされて、そして快く使っていただく。そんなふうに、どうしても一方的に若干押し付け的に、行政はサービス業でございますので、本当に相手の立場に立った今後対応をお願いしたいというふうに思います。

では、時間の都合で第2問目に入っていきたいと思います。産業廃棄物処理場施設の計画の取り組みについてお伺いいたします。

この問題は、前回の議会では前川、籠山議員が、また今回、谷口、籠山議員が質問あり、私で3人目の質問というふうになります。それほどこの問題が、飛騨市の将来に向けて大変重要な問題である、そんなふうに考えています。

産業廃棄物処理施設の撤退に向けての質問は、私は三段跳びで言えばホップ、ステップ、ジャンプ、その一番大事な最後のジャンプの部分と位置づけて、何とか撤回に向けた取り組みが達成化するように、地域に広まるようにという思いで質問をしたいと思えます。

昨日、谷口議員の質問において、市長は堂々と、私は反対表明いたします、業者に申請計画の取りやめを求めます、と回答されました。私の質問の中でも、通告の中では一番それが聞きたかった言葉でもございます。昨晩は市長も胸のつかえが取れて、ぐっすりとお休みになられたことではないでしょうか。

しかし、この問題がこれで解決したわけではなくて、反対運動のスタートに立った、そんな位置付けに過ぎないというふうに思います。

さて、今から10年前、平成16年4月ころでございましたが、ルートロック株式会社が産業廃棄物最終処分場建設の動きがございまして、飛騨市挙げての反対運動が展開されていまして。当時は、岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例で、関係住民に対する説明の実施や指導要綱で自治会等の同意の取得が条件でありました。飛騨市でもこの動きに対抗して、組織防衛会議や環境危機会議等が開催され、区長会による反対決議等、飛騨市と飛騨市市民一体となった取り組みが展開されました。今回、平成25年12月25日に産業廃棄物処理施設計画の事業計画書が、県に提出されました。施設設置者が地元業者であること、地域住民のほとんどの方々が反対であり、撤回されるものと思っていた矢先のことで大変驚いているところです。

今回は平成21年3月に、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例が制定されて、この22年1月1日からこれが施行されています。この条例では、事業計画書が提出されれば、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、関係住民に事業計画について正確かつ誠実に情報を提供することが求められています。地域住民の同意がなくても、事業計画の周知、合意形成の努力等の段階を踏み、手続きの終結となり、県が申請者の能力等を法令等の基準に基づき審査し、適合していると判断したならば、許可する施設となっています。貴重な飛騨市の財産の自然を守るためには、前回の取り組み以上の建設を阻止する戦いが必要だと思えます。また、行政、市民が一体となった取り組みが大事と考えます。そこで、市長の考えや今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

1点目は、計画反対への市民の取り組みの拡大について。地域住民が中心となって、4月4日には100名を超える地域住民や支援者が、建築現場で反対集会を開催されました。また、新聞等でご存じのように、5月13日には岐阜県庁への請願や飛騨市役所の要望や反対署名、各種団体の反対要望が出されました。反対のぼり旗や看板の設置、宣伝車による反対合戦により、今や数河、末高、袈裟丸3地域の反対運動から、飛騨市全体への建設反対運動へとなってきています。議会も反対決議をいたしました。反対署名も200名を超える署名が提出され、今後1万名を超える署名を目指して頑張るとい

うふうに言ってみえます。

また、反対要望団体も、古川区長会を筆頭に17団体が提出されて、今もどんどん増えているというふうに聞いています。このような反対運動の盛り上がりをどのように捉えてみえるのでしょうか。また、市民の声にどのように対処されるのか伺いたいと思います。

2点目に、施工業者すごうテックや許可する岐阜県への対応についてお伺いします。産廃廃棄物処理施設の改革を断念させるためには、施工者の計画見直し、県の不認可しかございません。施工者は、飛騨市において大きな実績と地域に貢献いただいている地元の業者です。昨日、申請書の計画の取りやめを求めると回答されていますが、具体的には市民の声を聞くように願い、説得はどのようにされるおつもりでしょうか。また、岐阜県に対して、市民の代表として市民の思いを伝え、市民の皆さまの不安を一掃できるような力強い支援を伺いたいと思います。また、先回の議会以後、業者に何らかの動きや進展はありましたか。あったら、ぜひお知らせ願いたいと思います。

3番目に、今後の飛騨市の対応と取り組みについてお伺いいたします。市は今後、手続条例に基づいて対応しなければならない、手続条例に基づき納得できるまで厳正に行うと言っていますが、今後の取り組みや対応は非常に重要なものです。飛騨市が提出された、周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮が必要な事項は、よく調査された意見書の回答、立派な内容だったと思っています。今後は項目の検証を確実にを行い、特に推定活断層については調査委員会を自ら設置し、徹底的に調査を行い、活断層があるぞという事実を示すことが大切ではないかというふうに思っています。また、風評被害も想定ではなく、他県の産廃作業所の設置されている場所や、特に飛騨地域の利用者、提案を出されている地域団体等に調査や検証の実施も必要になってくるのではないかとこのように考えます。市長の反対の意思表示は昨日行われましたが、今一度反対意思を表明していただき、反対の取り組みの先頭に立つ決意をお願いしたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 柏木雅行 登壇〕

□環境水道部長（柏木雅行）

それでは、2番目の産業廃棄物処理場施設の計画への取り組みについて、お答えいたします。最初に、1点目の計画反対への市民の取り組みの拡大について、2点目の施工業者すごうテック、許可する岐阜県への対応は、についてお答えいたします。

はじめに、産業廃棄物処理施設設置許可に関する判例について紹介させていただきますと、平成9年10月7日札幌高裁判決は、北海道知事が旧廃棄物処理法第15条2項に定める要件のみでは生活環境上の保全及び産業廃棄物の適正処理の推進を図るのに十分ではないとの観点から、北海道の指導方針に定めた要件を満たしていないことを理由として、産業廃棄物処理施設設置許可申請を不許可処分としたことについて、1、2審

とも違法とし、これを取り消したものです。同様の判決は、平成11年3月24日仙台高裁判決などがあるようでございます。

判旨としましては、第15条は本来自由であるはずの私権（財産権）の行使を公共の福祉の観点から制限するものであるから、許可に当たって都道府県知事に与えられた裁量は、申請に係る産業廃棄物処理施設が15条2項各号所定の要件に適合するかどうかの点に限られ、第15条2項各号の要件に適合していると認められるときは、必ず許可しなければならないものとするのが相当、と述べられています。ちなみに、旧廃棄物処理法15条2項各号の要件とは、技術上の基準に適合していることや災害防止のための計画が定められていることです。こうしたことから、岐阜県も同様の立場にありますので、県庁での請願活動が行われた5月13日の定例記者会見において知事は「いただいた意見を含めて、手順に従って審査を進めたい」と述べられたものと思います。

こうした行政の法令等に従いながら果たすべき役割がある一方で、住民の皆さまの不安等があるのも事実でございます。市としましては、法令上の手続きにのっとり、でき得る限りの対応をきちんとする覚悟でございます。なお、3月議会以降、業者に何らかの動きや進展等について把握しておりません。

次に、3点目の今後の飛騨市の対応と取り組みは、についてお答えします。市が岐阜県に提出した意見書では、事業者に対して、さまざまの懸念について「問題ない」という合理的根拠を詳細、かつ明快に示していただくことが必要であると記載しております。このことは、事業者に必要な調査等を行い、理にかなった根拠を示すよう求めたものです。今後、状況により必要な対応をとってまいりたいと思います。

風評被害については、これまで説明してきたとおり、「経済上の影響であって生活環境上の影響ではない」と、県の担当者から説明されています。このことは、法律の規定によるもので、その対応理由は先ほど述べましたとおりです。また、意思表示につきましては、昨日、谷口議員にお答えしたとおりであります。以上でございます。

〔環境水道部長 柏木雅行 着席〕

○4番（洞口和彦）

やはり3日目ですから、あっさりしていますね。市長にお伺いします。市長は以前、市政をあずかるものとして、貴重な飛騨市の自然財産が奪われていくことは見逃すことができない、というふうに力強く市政に対して言われます。また、飛騨市民憲章でも「美しい山河につつまれた」という条文や、美しい自然を大切に夢と生きがいを持つ、そんなふうにも述べられています。

やはり、飛騨市にとって自然が一番大きな財産だと思います。この自然が失われるかもしれない、住民の気持ちはこの反対運動を盛り立てているものと思います。飛騨市における自然の意義について、市長はどのようにお考えですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

洞口議員、一番最後の語句をもう一度お願いいたします。

○4番（洞口和彦）

市長は先ほど言ったように、飛騨市について奪われていくことは見逃すことができないというふうに思ってみえるというふうに言われています。飛騨市における自然の意義ですね、自然はどういうふうに大事なのか、どういうふうに考えているのかについて、もし考えがありましたらお願いします。また、そのことは変わっていないのか、以前申し上げたことですね。

△市長（井上久則）

私たちが住む上で大切なものだという認識をしております。そういったことでございます。私たちのほうで自然のことどうのこうのではありませんに、この間の全協で細かく私たちの主張したものを読んでいただければ、そういった文言もしっかりうたわせていただいておりますので、ご理解いただけるというふうに思っております。

○4番（洞口和彦）

自然を大切にする市長の気持ちというのはよく分かりました。

飛騨市にはいろんなパンフレットが出ておりますけれども、その中ではキャッチフレーズとして「ありがとう、水と緑の恵み」とか「町と文化を育む清流」とか「天地をめぐる恵みの水」とか、自然に関することが多く出てきます。特に今度建設されようとしている地域は、奥飛騨数河流葉県立自然公園の一区域で、この公園はもちろん広葉樹を主体とした森林の自然の美もございますけれども、一部は生活空間も入った里山空間も自然公園の中に入っています。そんな所で産廃施設が設立されることについては、どうお考えでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましても全協でお話しをしまして、資料をよく読んでいただければ、私たちの思いは全て分かると思っておりますのでご理解ください。

○4番（洞口和彦）

分かりました。資料をよく読ませていただきます。

前回、市長は業者を呼んで、住民の反対があるため反対せざるを得ないから、建設を取りやめるように説得されたというふうに伺っております。そのときにも、建設はないだろうと思っていた、というふうに言われていますが、県より報告が出て驚いた、自分自身もそう言ってみえます。皆さん驚かれたんですけれども。その取りやめるように説得したとき、今後の説得事項もございますので、もし具体的にどのように求め、業者はどのような返答をされたのかについてお伺いしたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

市としての、あそこの産廃の位置的な所、そういったものに対して、あそこには造るべきではないし、市民の反対もあるということでお話をさせていただいたものでございます。

○4番（洞口和彦）

そのとき業者は、どのようなお答えでしたか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

受け止めて帰っていただいたということでございます。

○4番（洞口和彦）

向こう、受け止めたというのは、結果的には受け止め方が違ったということでございます。今回もいろいろ説得されるということでございますが、このたび県会議員の方が議長に当選されて本当にめでたいことでございます。今後は県会議員さんにもやはり地域の仲間として反対要請を行い、協力をお願いをしたらどうかと思います。特に、今後取り扱いについては市長と二人三脚でぜひ取り組んでいただきたい、そんなふうに思っていますけれど、そのような意思はございませんか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

議員はこの県の産廃に対する条例ですね、これをしっかり理解をさせていただいているでしょうか。理解をいただければ、どういったことがこれから必要なのかとかよく分かります。これが県会議員に対して反対の運動をしたとしても、この条例に沿って県は粛々と進むということでございますので、昨日、谷口議員のときに申し上げましたように、やはり私たちが元を断つということが一番の特効薬というように私は思っておりますので、それをどこどこに行くとか、誰々と反対をするのかという問題ではないということ、この辺はよく理解をさせていただきたいというふうに思います。

○4番（洞口和彦）

もちろん先ほど、冒頭でどういう経過でということは私申し上げましたので、その辺については分かっていると思います。しかし、協力要請することは必要ではないかなと、そのように思っていますので、ぜひお考えをいただきたいと思います。そうすれば今度の祝賀会も非常に盛り上がるのではないかと、そんなふうに考えます

それから、特に今回建設について下流の富山県の方は、長年にわたった公害問題のこともございますし、非常に心配をしてみえるというふうに聞いています。特に神通川流域の皆さんは、今度は絶対前のように公害の流れてくるようなことがないように、とい

うことを希望してみえます。特に近隣の県でもございますし、大きく下流ですので影響すると考えると、連絡を密にして情報交換をしっかりと行ってほしいと思いますが、その辺の取り組みについては、どうお考えでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

そういったことも全て把握させていただいております。

○4番（洞口和彦）

把握されて、どういう活動をしているのかという問題でございますけれども。ただ、もう一つは、やはり飛騨市が「飛騨市」という名を付けたときに、他の飛騨の町村から「飛騨市はもう全体のものであるのに、飛騨市を先取りした」という声も聞こえています。特に広域連合3市1町村、これも富山県同様、意見交換を密にして一緒に反対していただけるような運動を進めていただきたいと思いますと思いますが、その辺もどうでしょうか。

△市長（井上久則）

次から次へと質問されますが、何を目的とした質問なのかよく分かりません。昨日からずっと述べているように、これに対してはしっかりと市の今後の方針を決めさせていただいたものですから、それを粛々としっかりと取り組んでいくということに尽きると思いますので、よろしくお願いします。

○4番（洞口和彦）

粛々ということではなくて、近隣の市町村ですね、その辺に働きかけは行っていくのかということを知っているのですが、分かりませんか、質問。

□副市長（白川修平）

昨日、谷口議員の質問に市長が答えさせていただきましたのは、飛騨市の立場としてこの問題について反対をする。そして、飛騨市の立場として取り下げを要請するということございまして、他の団体を巻き込んで取り下げを要求するとか、他の団体を巻き込んで反対をするということございしません。飛騨市という一つの自治体としての意思決定のもとに行うということでございますので、洞口議員は何か勘違いをして質問を試みえるようなふうには受け止めさせていただいております。

○4番（洞口和彦）

その取り組みはよく分かるのです。今後の取り組みとして、近隣市町村と連絡したりするのかということを知っているのですから、ちょっと私の質問には答えていない返答ではないかというふうに思います。どこまでいってもあれでございますので、何しろせっかく市長が反対を表明されたのです。先ほど言いましたように、これは本当に出発点かもしれませんけれども、飛騨市全体がですね、行政もそうです、議員もそうです、各種団体もそうです、地域住民もそうですが、一体となった反対運動をしていくことに向

けて、もちろん先ほど言われたような理論武装もしっかりしなければいけません、それらを含めて撤回に向けて進むことを願って、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（菅沼明彦）

総務部長、小倉孝文君。

□総務部長（小倉孝文）

すみません。最初にお断りですけれども、飛騨市の行政財産の目的外使用に係る使用料の減免団体でございますけれども、私、先ほど6団体といたしましたけれども間違っております、13団体ということで訂正させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〔4番 洞口和彦 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。再開を2時10分といたします。

（ 休憩 午後1時59分 再開 午後2時10分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。最後11番、高原邦子君。

〔11番 高原邦子 登壇〕

○11番（高原邦子）

議長より発言のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。一般質問最後でございます。あと一コマ、ご辛抱ください。はじめに、初期消火に対する考え方と対処法は、ということで消防長にご答弁願います。

質問通告後の日曜日に古川町内で火災が発生し、人命は幸いにも傷つきませんでした、近隣にも延焼してしまったと聞きました。被災されました皆さまに衷心よりお見舞い申し上げます。

日頃、消防署の職員が地域に出向いて消火器の使用方法など、火災に対しての注意事項を説明し、実践してくれています。このような活動は市民にとって、とても有意義で大切なことであります。近年、少子高齢化、人口減少に伴い、消防団への加入者減少の問題もありますが、何よりも優先して考えることは、火事を出さない、出火したとしても初期消火で鎮火させること、また火災が広がらないように迅速な対応をもって延焼を防ぐこと、そして何より人命を一番に考えることではないでしょうか。

都会では消防車も入らないような狭隘な場所があり、地域住民が女性も含めて昼間に

家にいることが多い高齢者を参加対象者として、消火栓からホースを接続しての消火訓練を実践していることを知りました。飛騨市の消火訓練状況と、そのことに対する課題克服をどのように努められているのかを伺います。

まず、通報があつてから最も現場到着に時間がかかるのはどの地域で、どれくらい時間を要すると考えられているのでしょうか。そして、その遠隔な地域への注意など、指導はどのようにしているのかを伺います。

次に、消防団員の皆さんは普段日中、それぞれ仕事に従事されておられます。消防団はどれくらいの時間で出動可能となるのでしょうか。1台の消防車を出動させるのに、最低何名が必要でしょうか。

次に、都会で実践されている消火栓からのホースを使用する消火方法を、女性や高齢者でも扱えるように伝授していただけないのでしょうか。消火栓等々は、地域が管理しているものですが、消防署の職員の皆さんがプロとしてのアドバイス等を加えた消火訓練を、防災訓練の一環として各地域に普及できないのでしょうか。

次に、消火栓がない地域、市の水道が通っていない地域などは、どのように消火すればよいのでしょうか。こういった所には、どのように指導されているのでしょうか。

今回の火災を含め過去の経験から、初期消火への認識はどのようなものなのでしょうか。

最後に、今議会に上位法である消防法施行令の一部改正に伴う条例改正が提案されております。施行日が平成26年8月1日となっておりますが、1カ月余りの期間でどのように市民に周知徹底されるのでしょうか。夏本番のイベント等開催が予定されておりますが、その点への配慮も含めて伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔消防長 沢之向光 登壇〕

□消防長（沢之向光）

それでは、高原議員の最初の質問であります、初期消火に対する考え方と対処法は、について答弁いたします。

はじめに、昨年度の飛騨市の出火状況を見てみますと、火災件数は14件で前年度より1件減少しております。内訳は建物火災が7件、車両火災3件、その他の火災が4件となっております。この中で、神岡町の市街地の工場で発生した火災は、工場の高所から出火した火災で、消火活動に困難を極め、急きょ富山市消防局から高所はしご車の支援出動を要請し、2時間半後によりやく鎮火するという近年まれに見る大きな火災がありましたが、その他は特に大きな火災には至らず、損害も軽微なものでした。これら14件の火災において、われわれ消防隊が火災通報を受けてから現場到着するまでの平均時間は9分でした。

さて、われわれ消防職員が火災出動する際の最優先課題は「通報から最短時間で駆けつけ、一挙点滅を計る」ことで、火災の初期段階において、迅速消火を図り、火災の延

焼を未然に防ぐことが最も基本的な活動であります。

しかしながら、各消防署から距離を置く地域にあっては、短時間に現場に到着することには限度があり、地元消防団員や地域住民の初期消火に頼らざるを得ないのが現状であります。したがって、このような地域にあっては、防火・防災講習などの折に触れ、火災の予防と初期消火の必要性や消火栓などによる初期消火訓練などの指導を実施してきているところです。それでは、具体的な質問内容についてお答えしていきます。

まず、通報から現場到着に時間を要する地域とその時間ですが、それぞれの消防署から最も現場到着時間が長くなると想定している地域は神岡町山之村や河合町天生地域で、そのときの時季や道路状況にもよりますが、およそ山之村地区に対しては50分、天生地区に対しては30分程度かかると考えています。これらの地域においては先ほど申し上げましたが、地域住民に対し、防火啓蒙や初期消火の必要性を講習会などにおいて指導するとともに、地元消防団員に対しては、定期的に消火活動訓練の実施をお願いしているところです。

次に、消防団車両の覚知からの出動時間と消防車を出動させるための最低出動人員ですが、消防本部では消防団の出動時間を逐次把握してはおりません。通常は消防署の消防車が火災現場に到着し、ほどなくして消防団員が駆けつけて来てくれます。また、消防署から遠距離での火災現場では、先に消防団の消防車が来ていることも多々あり、消防団の出動時間も消防署と遜色ないものと考えています。また、消防団が所有する消防車には、消防ポンプ自動車と小型動力ポンプ付積載車の二種類があり、それぞれの消防車が出動するための最低人員は、消防ポンプ自動車が5名、小型動力ポンプ付積載車は4名であります。

次に、女性、高齢者への消火栓を使用した初期消火活動の指導を、とのことですが、通常の消火栓は水を通る内径が65mmでできおり、地域によってその消火栓にかかる水圧は異なりますが、およそ2～3気圧程度と思われ、筒先にかかる反動はかなり強いものがあります。消火栓取扱い訓練は、通常は男性3名で行っていただいておりますが、女性のみや高齢者のみで訓練を行う場合は4名とし、筒先の保持を2名で行っていただくことを指導しております。しかしながら安全管理面や二次災害予防の観点から、健全な男性にやっていただくことが適切であると考えています。消防本部では、女性、高齢者への初期消火活動としては、主に消火器やバケツ注水での消火を指導しているところです。また、飛騨市内で自主防災組織が充実している地区では、区民を対象として初期消火訓練などを取り入れた防災訓練を定期的実施されております。

次に、消火栓のない地域での消火活動と初期消火の認識についてですが、飛騨市内の郡部において、住宅が消火栓から遠く離れているといった場所は多々見られますが、そういった場所においては、消防職員が各署所において毎月定期的に道水路調査を実施しており、有事の際を想定して、近くの谷川など取得可能な水利の把握に努め、活動方針を決めているところです。

次に、初期消火の認識について申し上げます。いかなる火災においても、その現場は殺到しており、消防関係者であったとしても尋常な精神状態ではいられない雰囲気があります。まして、火災の第一発見者は気が動転しており、119番通報でさえまともにできない状態が散見されます。これが出火させた当事者となれば、なおさらのことであるということは容易に想像できます。その通報の折に、消防本部の通信指令員は通報者に対し、まず「あなたの身は安全ですか」と確認することをマニュアル化しているところ です。

火災現場において、われわれ消防職・団員が駆けつけるまでに、地域住民による初期消火活動は生命、身体、財産を守るための崇高で最善の行為であり、何にも勝る私たち消防関係者への心強い支援であるわけですが、この初期消火活動は自分の身の安全が担保された上での活動であることが大前提であります。

火災現場での異常な興奮状態の中で、地域住民の方が初期消火活動中に万が一にも逃げ遅れて、あるいは不測の事態に陥って負傷されることだけは絶対にあってはならぬこと であります。また、消火器取扱い訓練においては、消火器で初期消火ができるのは、天井に火が回るまでが限度で、それ以上になったら躊躇することなく安全な場所へ避難するよう指導しているところ です。

くどいようですが、地域住民の皆さまによる初期消火活動は、自身の身の安全が完全に保障された条件の基で行うことのできる災害活動であると認識しているところ です。

次に、今議会に上程している火災予防条例の改正の施行日についてですが、今回の改正内容は昨年8月、京都府福知山市の花火大会で発生した火災を踏まえ、国からの条例改正の通知を受けて改正するものですが、その内容は催し物など不特定多数の者が出入りする場所において、届出や安全管理、さらに火気を使用する場合は一定の規制を設けるものであります。

この規制内容については、昨年花火大会の事故以来、国の指示を受けて飛騨市消防本部では、今現在も不特定多数の者が出入りする催し物などに対し、立入検査を実施して指導しているところ であります。今後、施行日までの間において市内で多くの催し物が開催されると思いますが、その都度同様の形で立入検査を継続しながら、今回の議会で条例化しようとするものであります。

なお、施行日までの間に市民に周知する方法は、「広報ひだ」および「飛騨市ホームページ」への掲載と各区内の回覧板での広報を予定しているところ です。よろしくお願いをいたします。

〔消防長 沢之向光 着席〕

○11番（高原邦子）

消防長、どうもありがとうございます。本当に一番大切なのは命だということと、私もついこの間5月ですか、消防署の職員の人に火災消火器の訓練を教えてくださいました。知らないことがいっぱいあったので、こういったことはやっていただきたいと思っ

て今回質問させていただいております。

それで、女性ではなくてホースを使った消火器、健全な男性ということですが、筒先を変えたりするようことをしても、女性には無理なのではないでしょうか。その辺はいかがでしょうか。都会では女性でもやっているのを見るものですから、飛騨市ではやはり健全な男性、この「健全な」というのはどういう意味かも併せてお答えいただけたら、お願いします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

「健全な」という意味は、通常の男性という意味であり深い意味はございません。それで、各地域に設置してあります消火栓ですが、先ほど申し上げましたとおり、通常は水が通る口径が65mmで、筒先からホースまで一式その規格に合うようにできているものでございます。

しかしながら、実は50mmという規格のものもございます。確かに若干、こういった水圧による反動は軽減されるものではあります、では女性が使用しても大丈夫なのかと言われると、それを確約できるものではございません。そういうことで、一応指導としては、もし最悪やっていただく場合には、女性なら4名で、なおそのうちの2名は筒先保持に回っていただくというような指導をしているところでございます。

○11番（高原邦子）

もう一つお伺いしたいのが、日曜日の火災のことです。新聞では2時間くらい鎮火にかかったとかというふうになっていて、面積のことを考えると、先ほど神岡鉱業の高所を使つての消火のことを言われたと思うのですが、それに匹敵するくらいのかかったのでしょうか。鎮火というのは、確認というのはどのようにされているのか。どの状態で消防署は鎮火として認めるのか。タイムキーパーというか、時間を見ている方がいらっしゃると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

□消防長（沢之向光）

ただ今の質問にお答えいたします。まず、先週日曜に、古川町金森町で発生いたしました火災の概要について報告をさせていただきます。

まず、消防本部への119番通報が午後3時13分に入っております。それを受けて第1消防隊が現場へ到着したときの状況といたしましては、出火元の建物の軒先と裏から白煙が出ている状態であったということでございます。白煙でございますので、そのときの消防隊は、まだ火災の初期段階であるという思いはあったと思います。その後、すぐに出火建物の玄関の横にある勝手口から、玄関はカギがかかっておりましたので、勝手口から屋内侵入をいたしまして消火活動をしようとしたしましたが、その時点で熱気と黒煙がすさまじくて視界がゼロであったと。ゼロというのはちょっと極端かもしれませんが、ほとんど見えない状態であったということで、一旦退避をいたしまし

て屋外からの注水活動に切り替えたところです。

しかしながら、そのころにはもうすでに隣の建物への延焼が見られてきたものですから、延焼拡大防止に活動の主体を置いて屋外からの注水を行った次第でございます。およそ放水開始から1時間ほどで黒煙が白煙に変わって、衰えが見え始めたところが4時過ぎころです。それからいわゆる、先ほど言われました鎮火までの状況にしなければいけませんので、被災した建物が4軒ということで、しらみつぶしに天井裏、あるいは焼けた所を確認したために、この火の勢いが衰えてから鎮火までかなりの時間を要して、鎮火と判断をいたしましたのが午後5時34分で、鎮火までに至った時間が2時間21分でございます。それで、私昨年火災状況の中で、神岡町市街地での火災が近年まれにみる大きな火災であったと報告させていただきましたが、今回の火災もその部類に入るといふ認識しております。出火原因につきましては、ほぼ警察と内容を同調いたしまして断定をしております。出火当事者が、三連式のガスコンロにてんぷら鍋に油を入れて加熱をした状態の中で、さらに鍋に入った水を隣のコンロへかけようとして移動をしているときに、誤ってその鍋の水がてんぷら鍋に入ったものでございます。このことによって油が飛び散り、飛び散った油にガスコンロの火が引火して延焼拡大したものでございます。

この火災を考察してみますと、この火災から、出火したときから瞬く間に時間を置かずして2階、そしてその建物の屋根裏に延焼拡大し、そしてさらにはその建物の北側に隣接する飲食店3軒に延焼した火災であるということで、この火災の特異なことといたしまして、私の経験上、一つ特異な状況が見られます。というのは、これだけ4軒延焼していったにもかかわらず、私、現場にもいたわけですが、もくもくとした黒煙は確認できたのですが、炎が全く見えないという火災でございましたので、おそらくや消防隊も的が非常に絞りづらかったであろうということが考えられます。

次に、この火災の教訓を受けてですが、なぜもっと早く消防隊は破壊活動をして、破壊活動というのは、建物の窓などを破壊して中への注水をしなかったかという苦言を多々頂いております。この理由につきましては今、社会情勢の中で消火活動における基本は、その活動中の水損と、それから破壊については最小限にするということの一つの基本としております。それと、破壊活動を行う上での一つの目安といたしまして、炎を確認するということを念頭に置いているわけですが、今回の火災、明らかにもくもくとした黒煙で炎は出ていたとは思われるのですが、それが視認できなかった、目に見えなかったということもございます。さらに加えて、この延焼しました4軒の建物は全て飲食店でございます。飲食店の顔といいますか、そういったものの一つであるものを、まだ炎が確認できないのに破壊をするということに、やはり若干躊躇する気持ちがあったことは間違いございません。

◎議長（菅沼明彦）

消防長、鎮火時はいつかということだけお願いいたします。

□消防長（沢之向光）

17時34分です。ということで、4軒が延焼した火災であったということでございます。

◎議長（菅沼明彦）

鎮火時はどこで判断するかということをお願いします。

□消防長（沢之向光）

先ほど議員おっしゃいました鎮火の判断ということでございますが、われわれ消防関係者が現場活動中によく使用する語句といたしまして、鎮圧と鎮火という二つの語句がございます。鎮圧というのは、火の勢いが衰えてもう延焼する危険性が極めて少ないだろうと思われるときに鎮圧という表現をいたします。そしてその後、全く火の気がなくなったことをもって鎮火というふうに言っておりますので、よろしくお願いたします。

○11番（高原邦子）

消防長、本当にいろいろな問題点、いろいろこれからも出てくる場所なんです、状況を説明していただきましてありがとうございます。きっと、ケーブルテレビ等々で見えらっしゃる市民の皆さんもいると思うのですが、油と水というのは気を付けていかなければいけないということとか、いろんな意味で火事は起きてしまうものということも分かったと思うので、これからも市民のためにしっかりと仕事をしていただきたいと思いました。

やはり、最後なのですが、結局は今女性のほうが家にいる時間が長くて、お年寄りも多くて、高齢者の方で昔取った杵柄で消防団にいた方がいらっしゃれば、その方に初期消火、地域で起こった場合お願いできるのですが、そうじゃなく、女の人ばかりということも想定できるので、今回女性にも扱えないかなということをお聞きしました。何とか地域のことで、筒先を変えたり消火栓の径を変えたりして、女性でも扱えるようなふうにしていくということは地域の人たちが考えることですが、これからもぜひそういったご指導をお願いしたいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。ありがとうございました。

次は、ICT利活用による教育現場を目指すために、と題して、教育長に答弁を願います。

総務省は、ICT成長戦略会議で取りまとめたものをさらに着実に推進するために、ICT成長戦略推進会議を開催しております。また、いろいろな教育分野だけではなく、いろいろな分野でもICTを絡めて戦略的に取り組んでいます。

そんな中、平成26年4月15日付で「教育分野におけるICT利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン」をホームページ上でも公表しています。それによりますと、総務、文科省両省名で全国の教育委員会等にも、このガイドラインを送付となっております。日本各地でエントリーされた学校で実施したテストケースの結果等も公表されております。

では、次の3点についてお伺いたします。

ICT教育の推進をどのように考えられているのでしょうか。その実現に不安要素があれば、それを払拭できる方策を考えていらっしゃるのでしょうか。3番目に、教育というものは不易なものもあれば、時代に即したものを取り入れる先取の精神、進取の精神も必要であると思います。しかし、どの方法を用いましても「人」すなわち教育現場では、先生の心意気と技術力が結果を左右するのではないのでしょうか。教職員のICT教育に対する考え方等を聞き及んだことはございますでしょうか。あるとしたならば、どのような意見が挙がっていたのか。披露できる範囲で教えていただきたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

ICTの利活用による教育現場を目指すための見解について、3点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のICT教育の推進についてですが、今日、社会の情報化が急速に進展している中で、児童生徒が情報や情報手段を主体的に活用する能力の育成が重要なことは間違いありません。

しかし、学校現場において重要なことは、ICT活用そのものが目的ではなく、ICTを活用することによって「授業が改善されること」、「児童生徒がより理解を深め学力が定着すること」すなわち「同じことを理解させる時間としての効率が非常に良くなった」、「より確実に理解させることができるようになった」でなければならないと考えます。「学校にICT機器をどんどん導入して整備すれば、教育は充実する」ではなく、「児童生徒にどんな力を身に付けさせたいから、そのためにICT機器を導入する」という考えに立っております。

この4月から6月にかけて、教育長学校訪問、教育事務所学校訪問として、全ての学校、全ての学級、全ての担任の授業を参観しました。

多くの教師が黒板とチョーク、さらには子供たちに興味関心を持たせる資料を作成して工夫をしながら授業をしています。私の担任時代と比較しても、はるかに工夫がされています。世界に誇れる授業形態と教育学者も評価していますが、これらの授業を見るにつけ、私は、ICTだけを特別視するのではなく、現在の授業にICTを上乗せする、すなわち融合させることが重要であると考えます。

現在の授業の財産を生かしつつ、児童生徒にとって興味関心の高いICTをうまく結びつけて授業を充実させることを基本的立場としていくということです。市の情報化教育の重点「情報を適切に活用し、主体的に対応できる力」すなわち自ら学ぶ力を育てることと、「情報社会で適正な活動を行うための基になる情報モラルに関する指導」、すなわち議員が昨年の12月議会においてネットの問題についてご質問になられた、情報の

活用における正しい判断力を育てることの具現に向け、研究をしながらICT教育の推進に努力していく所存でございます。

2点目、不安要素と払拭のための方策について述べさせていただきます。ICT教育を推進していく上で、最も重要なのは教職員のICT活用指導力です。本年3月に実施した学校における教育の情報化の実態等に関する調査では、教職員のICT活用指導力が平成24年度調査より、小学校、中学校ともわずかですが向上が見られております。

特に向上が見られたのは、情報モラルなどを指導する能力で、これは児童生徒をネットトラブルから守りたいとの教職員の明確な目的があったからだと考えております。

昨年度、情報モラル研修を受講した教員が、本年度、教育研究所主催の指導力向上研修の講師として市内の教職員に伝達する計画をしております。

このように、まずは教職員自らが目的意識をもって、ICTを活用したり、ICT活用を指導したりできるよう、日々研修を積み重ねていることは確かですが、教育行政、私たちとして考えなければならないことは、過度なICT操作を求めないで済むような、全教職員が困難なく活用できるICTを、特別教室ではなくて普通教室に行き渡らせることであると考えております。

特定の教員にしか操作できないような高機能のICTは、かえって学校現場を混乱させて、子供の学びに影響を与えることにもなるかと考えます。今後、学校現場の思いを聞くことや他の市町村の実態を捉えることに努めながら、教職員の授業力向上と子供たちの学力向上のためには、どんなICT機器をどのように、を考えていく所存です。

最後3点目、教職員のICT教育に対する考え方についてですが、特に聞き及んだことはありません。しかし、ICT教育の推進は、昨今の社会情勢においては、冒頭にも申し上げましたように極めて重要な内容ですから、市教育委員会としましても、各教職員のICT活用の実態、あるいは情報教育の授業内容を精一杯把握することに努めて、今後のICT教育の推進策に反映させていく所存です。以上、3点について答弁を終わらせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○11番（高原邦子）

ICT教育推進という立場を明確に教育長はされましたので、力強いなと思っております。

それですね、私がなぜこのICTが良いかなと思ったのは、一人一人の理解の状況が、例えば算数でも計算とかをそのアイパッドでやらせて、先生即座に分かるわけなんですね。短時間に把握ができると。どの子が分かるか分からないかも把握ができるということなのです。

私が、どうしてこういうことを言うのかというと、学校へ行きますと、ちゃんと挙手して、そしていろんな意見を発表したり、答えを望んでいる教育方針を飛騨市は取っていると思うのです。ただ、中には挙手することに非常に心を痛めている子が何人かいる

こと。そのことを話し合ったことがあります。ものすごくそれが嫌、挙手しないとみんなから違う目で見られるみたいな、かえって挙手、挙手ということで、ある子にとっては負担になっているという実態を私は知ることがありました。そういったとき、このアイパッド等々のICTを使っていれば、手は挙げないかもしれないけど、どの子がどのように分かっているかということ、教師が把握できるという利点もあるわけなのです。そして、またもっとICTが進みまして、やり方もいろいろあるものですから研究していただければいいと思うのですが、例えば時間的、物理的空間の制約なくして、学校で授業を受けなくても、例えば地震とか台風とかで学校に来られないと、みんなが。それでも授業は受けられるというようなこともできるわけなのです。段階がありますけど。そういったことを考えていくと、例えば不登校でみんなの前には行けないけれども、それだったら参加してみようかなということもできるかもしれない。先ほど私も触れましたけど、教育というのは教育長のおっしゃるとおり、そのものだけで、ICTだけが一番ではないし、もっと融合は大事ですけど、もっと大切なものがあるということは私も分かっております。不易なものもあるし、教育というのはそういう機械のところだけでやるものではないとは思っているのですが。それで、高校なんかだと義務教育ではないものですから、親の負担が1人5万くらいかかたりするわけなのです。それで、費用的なこともあるのですが、費用的なことでは、教育長、考えたことはございますでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

率直な見解としては、費用的なことは十分にまだ研究をしております。

○11番（高原邦子）

こういうことは市長にお願いするのかなと思うのですが、市長、どうでしょうか。

ICT教育のために、一度にとかそういうことはできませんけど、ちょっとは先生たちも研修もしなければいけないし、いろんな意味でそういったことに予算を、教育委員会のほうに付けていただくというか、そういう考えはおありでしょうか。どうでしょうか。

△市長（井上久則）

教育長が申し述べたとおりでございまして、教育委員会のほうでそれを推奨していきたいというようなご意見がございましたら、検討をするということでございます。

○11番（高原邦子）

どうもありがとうございます。山本教育長、そういうことですので、ぜひ実現に向けて。いろいろ課題はあるかと思いますが、先生の指導、研修等々、ぜひやっていただきたいと思います。そのことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

ファシリティマネジメントの手法とその導入について、を市長に伺います。3月議会

で予算に附帯決議を付けましたが、その思いがどうも職員に誤解されているように思われますので、私の考えも述べ、同時に市の考えも聞きたいと思います。

附帯決議を端的に言うと、「市の所有している財産の経営をしっかりとってほしい」ということであります。そのために、私はファシリティマネジメントを導入してほしいと思います。この考え方は今では民間の企業だけではなくて、地方公共団体や国の機関でも取り入れられています。経営資源を4つに分類し、「人、物、金、情報」をバランスよく経営することです。定義としては、企業、団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に、総合的に企画、管理、活用する経営活動となっています。

少子高齢化と人口減少、町村合併後10年の歳月が流れ、社会環境、情勢が著しく変化している中で、わが飛騨市の財産に対する管理の考え方も、おのずと変容していかなければならないと思います。

以前は、単独で飛騨市にも企画部は存在しました。観光を成長戦略として捉え、企画部は企画商工観光部として統合されました。その過程を否定するつもりはありません。しかし、商工観光だけが飛騨市の課題ではありません。少子高齢化、人口減少の中、各部署を横断的に統括的にマネジメントしていかなければならないと思います。現に企画課が担当するものの中には、他の部署が関係してもよいイベント等があります。であるならば、今のように外注に出して、個々の問題を個々に戦略を練るより、職員のファシリティマネジメントのプロ化への育成を図り、飛騨市をよく知っている人間、職員が、つまりこれからも飛騨市に生きていく人間、職員が、市の中・長期的経営も、短期的な経営のグランドデザインを描くほうが他地域の人間で構成された受注会社に委ねるより、そのほうがより良い選択になるのではないのでしょうか。そして、それを基にマスタープランへと移行するものと私は考えています。市全体の行政を従来の所管だけに任せる縦割りから、縦横無尽に機能を発揮できる組織であるほうが望ましくありませんか。

「過ちを改めるに憚ることなかれ」ということわざがあります。過ちではないにしろ、気が付いた時点で転換していくことは良いことであると思います。子供の成長に合わせて服を買い替えるのと同じであると思います。従来どおりのお役所感覚や、慣習頼りの旧態依然とした考えで行政を担い、社会の変化に対して順応性がないと、先取の気概、進取の気概がないと、また改革への気概がないと、将来に大きな禍根を残すことになるでしょう。「人、物、金、情報」をバランスよく経営するには、個々の要素「人、物、金、情報」を洗練する必要があると思います。国の機関やほかの地方公共団体のファシリティマネジメントへの取り組み等をぜひ参考にしてほしいものです。

そこで、次の3点を伺います。飛騨市のファシリティマネジメントに対する考えはどのようなものでしょうか。2点目、管理、活用を従来の担当の各部署にするのではなく、企画、管理、活用を一体化して効率化を図るため、ファシリティマネジメント推進課なるものを作り、見直しをしていく考えはないのでしょうか。組織の再編も考慮した考え方を伺います。3点目、職員間の情報の共有と、その確認をどのように進めていかれるの

かも伺いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔副市長 白川修平 登壇〕

□副市長（白川修平）

それでは、高原議員のファシリティマネジメントの手法とその導入についてお答えをさせていただきます。

答弁をする前に、ファシリティマネジメントの定義について確認をさせていただきます。ファシリティマネジメントとは、議員が述べられたような「人、物、金、情報」をバランスよくマネジメントすることではございません。議員は、日本経済新聞社が発刊した「総解説ファシリティマネジメント」を引用しているというふうに思われますが、本書は、優れた経営とは「人、物、金、情報」をバランスよくマネジメントすることとしながら、ファシリティマネジメントとは、「ファシリティ」すなわち「物」の一部である「企業、団体等が組織活動するために施設とその環境」を、マネジメントすなわち「総合的に企画、管理、活用する経営活動」と定義しており、「人、金、情報」まで及ぶ活動ではございません。「ジャフマ」これは日本ファシリティマネジメント協会や、「イフマ」これは国際ファシリティマネジメント協会も、言葉の表現は異なっていますが同様の定義を行っております。したがって、答弁につきましては、本来を前提としました答弁をさせていただきたいと思います。

5月の連休明けに、数日間にわたり各部ごとに調整会議を開催いたしました。その際に私は、横文字や新語、造語の意味を十分理解せず、あたかも問題を解決する魔法のように錯覚し、安易に用いて、仕事ができるような勘違いをすることなく、課題とその解決策を自らが考え、十分に咀嚼し、地に着いた着実な仕事を行うよう指示したところでございます。

第1点目、飛騨市ファシリティマネジメントに対する考えはいかなるものかについてお答えをさせていただきます。

飛騨市は、合併によって多くの財産を保有するに至りました。一方で、今後、少子高齢化や人口減少が進むことが予測される中、これまで余剰施設の増加や将来の財政負担の軽減に対応するため、市有施設等の財産を合理的かつ効果的に管理をしてまいりました。例えば、保有する施設の集約化、また、既存施設の耐震化や施設の有効活用を積極的に進め、さらに老朽化した施設につきましても、交付金等を活用し施設の取り壊しなどを包括的に実施してきました。これは「ファシリティマネジメント」の考えに基づく施設等の管理手法でございます。

これからも保有する施設等の活用方法等の最適化、また、インフラを含めた施設等の長寿命化や施設の耐震化等を積極的に推進することで、効率的で有効な施設の活用に取り組んでいきます。

次に、2点目の企画、管理、活用を一体化して効率化を図るため、ファシリティマネジメント課なるものを作り、組織を見直していく考えはと、3点目の職員間の情報共有とその確認をどのように進めるかについての質問は関連がございますので、まとめてお答えをさせていただきます。

市は、これまで保有する施設等の利活用については、全庁的な体制で取り組んでまいりましたが、その結果、今まで特別な問題が発生したわけではございません。行政改革に伴う人員削減の中で、簡素で効率的な組織運営に努めてきたところで、新たにファシリティマネジメントを行う専門組織を設置する考えはございません。これまでどおり職員の人材育成を図りながら、全庁的な取組体制で対応したいと考えております。

また、職員の情報共有は重要でございます。部長会議、政策調整会議、地域活性化連携本部会議など既存の機能を活用しつつ、情報を共有し、関連した部課が連携した体制で進めてまいります。

なお、企画部門の取り扱いですが、情報戦略室を商工課、観光課と同じフロアに移したのは、情報戦略室の業務の主体を、機器の保守管理から、飛騨市の情報を発信するソフトウェアに移したかったからであります。先ほど述べました5月の調整会議の際には、情報戦略室の職員も商工課や観光課と同じように庁舎の外に出て、市民がどのような情報を外に流したいのか、観光客がどの機器で、どんな情報を求めているのか、行政の情報担当に何を期待しているのかを聞いて回るように指示したところです。同じように、企画課は市が行う政策を立案する部署ですが、単独で独立させる規模にはありません。むしろ、企画の重要施策である人口問題や産業振興は、現場を知らなければなりません。企画部門に欠けているのは、現場を知った上での調整能力です。コンサルは、欠けている調整能力を補う手段であり、コンサルと一緒に現場を回る職員は貴重な研修を行っていると思っております。飛騨市の財政規模で、これ以上の行政組織の肥大化は避けるべきであり、また、細分化することによって縦割りの弊害が生じる危険性からも、現在の状態が最良であると考えております。

答弁は以上でございますが、議長の許可をいただければ、反問権を行使させていただきます。と思います。

◎議長（菅沼明彦）

反問権を許可いたします。

□副市長（白川修平）

議員は、3月の財産の管理に関する附帯決議に言及されました。昨日の籠山議員、本日の洞口議員も、自らが決議されたことを忘れたかのような質問をされました。これらの質問を聞いて、私は市民にとって大きな影響がある附帯決議の政策形成が、どのような過程を経て決議されたのか疑念を持っております。

そこで、政策形成の過程について二つの視点からお尋ねをさせていただきます。一つは、議会基本条例であります。議会基本条例第15条は、議会の政策形成の方法について

て定めるとともに、16条において議員間の討論を通じて政策提案の内容の質を高め、政策討論会で合意形成を図るとしています。また、その前提は、20条に定める議員研修であります。そのため、政務調査費を新設いたしました。さらには、7条において市民を対象とした広報広聴活動を義務付けています。意見交換会の開催に関する規程では、年1回以上の公聴会を開催するとしています。

ところが、市民目線といわれた洞口議員の質問を聞いても、市民目線で市民の意見を聞いてこの決議に賛成をされたというふうには思えません。3月議会で議員定数の見直しが行われました。議員定数は現職の方のみならず、広く市民に影響することと思われませんが、このときもインターネットでのパブリックコメントにとどまり、一般市民を対象とした公聴会が開かれませんでした。議会基本条例は、議員自らが市民と交わした約束であります。議会基本条例制定の際には、高原議員も現職として賛成されたと記憶しています。このたびの決議は、議会基本条例にのっとなって、どのような過程で政策形成がなされ、議員の皆さんがどのように同意をされたのかお伺いをしたいと思います。

もう1点の視点は、予算審議であります。この決議は、26年度一般会計予算の附帯決議として採択されました。26年度予算は特別委員会が設けられ、3日間にわたり審議がされましたが、この予算特別委員会において、この附帯決議についてどのような審議がなされたのでしょうか。私は、議員活動を批判するようなことはしたくありません。しかし、附帯決議を実行に移そうとすれば、摩擦が生じる大きな問題であります。そのことを十分に理解し、議論し、市民の意見を伺って決断したのであれば、改めて一般質問をすることなど必要がないのです。それなのに洞口議員は、決議した自らの責任を放棄したような質問をされ、高原議員は言い訳のような質問をされました。本会議の初日、第三セクターの決算書の議案を提出させていただきました折に、高原議員は他の会社との様式が異なる、そしてそれは市民に対する説明として不十分だというふうに発言をされました。提案をさせていただいた議案は、指定管理施設の決算書ではございません。指定管理施設を運営している会社の決算書です。別の業務も行った上での会社の決算書であります。議員の中には関連会社や連結決算と同意語で、議会に出す議案は当然同じ様式でなければいけないというようなことを主張された方もみえますが、小さいながらも一つの会社が自分のところで決算され、そして議会に上程されたものは、決算書そのものに疑義があったり、問題があったりすれば、当然直すのは当然でございますが、それだけのみならず議会に出す様式を統一されるように指導された高原議員であれば、今回の決議に対してどのような過程を経て決議をされたのか、この経緯につきましてご答弁をお願いいたします。

〔副市長 白川修平 着席〕

〔「議長」と呼ぶ声あり。〕

◎議長（菅沼明彦）

11番、高原邦子君。

○11番（高原邦子）

副市長が何を言いたいのかが、ちっとも分かりません。そして、初日のことも私は、統一せよなんて一言も言っていませんよ。確認、見てくださいよ。私は言っていません。こういった、あのね、間違っただことでの質問には私は答えられませんね。

◎議長（菅沼明彦）

副市長、これでよろしいですか。

□副市長（白川修平）

私は、議会がなされたこういったものは、当然、決断された方に責任が来るというふうに思っています。今回の市の財産に関するものを統一する、公平に、平等にするという取扱いにつきましては、これまで議会の議員の皆さま方のご質問に答えましたように、当然市としてご批判もあり、またいろんなことの問題を生じることを前提にしながら覚悟を持って進めているところでございます。議会の議員さん方は、それを見越して決議をされたわけでございます。しかしながら、自分のその責任を放棄したかのように「どうしてこんなことになるんだ」、「何倍になるんだ」というようなご質問をされましたが、本来はそういうことは決議をされる前に十分意見を徴収し検討し、そしてそれを前提にした上での決議がなされるべきだというふうに私は思っています。そのために議会基本条例を作られたというふうに理解をいたしております。

しかしながら、今回のことにつきまして高原議員が答弁をされないということは非常に残念でございますが、そのようなことでしたら、それはそのとおりで結構でございます。

○11番（高原邦子）

私がですね、市の所有している財産の経営をしっかりとってほしいということだと、端的に言うと。書きましたよね、附帯決議。副市長は附帯決議のことを聞いていらっしゃるんですよね。そこが、どこが、間違っただことを言っているのですか。自分の。いいですか、これ、持っていますよ、附帯決議。どこに反する質問なんですか。それを逆に質問したいですね。この質問が、市の所有している財産の経営をしっかりとってほしいと、端的に言うと。私は、そのとおりで思っているのです。洞口議員のことをいろいろ言われますが、洞口議員に対して言いたいことは、洞口議員のところでは言うべきじゃないですか。何で私のところで言うんですか。

□副市長（白川修平）

高原議員がこの決議をされる前に、市の所有している財産の経営をしっかりとってほしいということで、事前に決議をされる前に私どものほうに質問されたということであれば、それはそれで私は当然だというふうに思いますが、その決議をされた後に、今言い訳のように、私が賛成したのは市の所有している財産の経営をしっかりとってほしいですよ、というようなことをおっしゃったものですから、どういう過程でこういう決議をなされたのかということをお伺いしたわけでございます。

○11番（高原邦子）

議員の皆さんは分かると思うのですが、いろんな視察をさせていただいた中で、あまりにも、行政財産もありましたが、普通財産もそうですが、やはり、企画というか、どうしたいのかっていうのが、市の行政のほうが見えてきてなかったんですね、ずっと何年も。それならば、しっかりとですね、どうしていくのかっていうことを決めなさいよというつもりでですね、この附帯決議というのをさせていただきました。今、読ませていただきます、皆さん。

議案第33号平成26年度飛騨市一般会計予算に対する附帯決議。飛騨市は、合併以来、保育園の整備、小中学校校舎の耐震化等の基礎体力造りに取り組んできた。一方、市が管理する財産については、その大半が合併前の旧町村から引き継いだままで、その活用方針があいまいなものが見受けられる。合併特例期間が終了し、今後、市の財政は厳しくなると想定されることから、維持管理の観点からも市が管理する財産の見直しは喫緊の課題である。よって、合併10年を契機に、市が管理する財産の取り扱いについて下記のとおり決議する、と。記としまして、1、国、県、医療関係及び福祉関係へ貸与しているものを除く市が管理する全ての財産について再点検を行い、今後の活用方針を明らかにすること。2、上記1で検討した結果、活用する見込みがないと認められた財産については、原則として処分すること。3、土地を借り受けて運営している施設等については、引き続き活用するものは原則として土地を買い上げ適正に管理すること。活用する見込みのないものは施設等を処分し土地を返還すること。4、個人又は法人の住宅又は工場等の用に供するため、貸し付けている土地及び建物については、借り受け者に売却すること、ということをやっております。

先ほどの洞口議員のことを言われましたけど、どこにですね、賃貸借のやつ上げろなんて書いてありますか。要は、今後の活用方針を明らかにすることなんですよ。私たちは、その明らかに聞いていませんよ。説明を受けていませんよ。それに対して今、一般質問という形で洞口議員もされたいし、籠山議員もされています。

言わせていただきますけど、私がファシリティマネジメント、横文字使って私がまるで間違ったことを言っているような、本当に無礼な物の言い方をされています。昨日も籠山議員に対して、すごい無礼な物の言い方をしています。いつから白川副市長は、そういう無礼な物の言い方をするようになったのでしょうか。私だって横文字ばかり使いたくありません。ですから、常に私は辞書を持ち歩いて良い日本語にできないか、常に私は英和辞典持って歩いているんですよ。それなのに、横文字使っているのがさもおかしなようなことを言われましたよね。そうやって人をさげすむような物の言い方をするのは、やめていただきたいと思います。私はそれ以上のことは答えられませんので、議長、よろしくお願いします。

◎議長（菅沼明彦）

副市長、白川修平君。

□副市長（白川修平）

まず、附帯決議のことなのですが、私は附帯決議の内容を言っているわけではなくて、これを実施しようと思えば、多くの混乱が生じるわけでございます。こうしたことについて、議会基本条例は市民の意見を聞いて政策形成をするということを決められたのは私どもじゃなくて、高原議員を含めた議員の皆さま方というふうに思っています。したがって、この決議されるに至るに当たって、市民の意見をどのようにお聞きをされたのかということを確認をさせていただいたことでございます。

それから、そのファシリティマネジメントのことですが、ファシリティマネジメントについては、その、高原議員は本当に「人、物、金、情報」を含めた活動がファシリティマネジメントだというふうにお考えなのですか。私はいくつも確認をさせていただきましたが、ファシリティマネジメントとは、人とか、それから金とか情報を含めたものを総括しては言っていないというふうに理解しています。したがってですね、その、私のほうにファシリティマネジメントが、さも先進的なようなことを事細かく説明されたものですから、私のほうはこのことについては定義が違っているのではないかということをおし上げたつもりでございます。

○11番（高原邦子）

元に戻るんですか。

◎議長（菅沼明彦）

高原議員、通告の質問に戻って質問を行ってください。

○11番（高原邦子）

ファシリティの問題ですけども、要はこれは不動産とか、そういう施設とか、公共団体で言いますとそういった環境も含めてですね、マネジメントしていく上ではいろんな要素が要りますよと。その一つ一つを磨いていってもらいたいという思いがあります。

それですね、私が言っているのは、要はですね、この間も発表ありましたけれども、個々のものに4,000万近く外注で出ていますね。それは、職員も一緒に回って勉強になった旨の答弁を副市長はされました。私もいろいろなことで、昨年から職員のレベルアップ、スキルアップを言ってきておりますからいいんですけど、いいですか、その指定管理のところの3社でしたか、そこのこれからの今後を考えるためにですよ、皆さん、4,000万超えるお金を外注に出しているわけですよ。4,000万超えているんですよ。そして、公認会計士さんですか、いろいろ5、6名の。そういったところでですね、意見を聞いて、そしてそれを政策に生かしていくということでございます。そのことに対してですね、私はむしろ、将来を住み続ける職員を、しっかりとレベルアップさせて、そしてやっていったほうがいいんじゃないですか、という思いで聞いております。これからもですね、こういった問題が起きたら、4,000万、5,000万かけて外注に出すおつもりですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

この問題につきましては、予算の審議の際にも再三にわたりましてご説明をさせていただきました。指定管理施設のうち、観光施設、商業施設、これは農林水産業費で予算を組んでいるものも含めてでございますが、いわゆる一般的に観光施設と呼ばれているものの指定管理料、年間に2億円を超えています。また、これらの施設が、老朽化が進みまして今後相当の額をつぎ込まないと、新しく更新ができないというような大きな分岐点に差しかかっているわけでございます。その中で、合併後この10年間たったわけでございますが、これらの指定管理施設の中で全く努力をしてこなかったわけではございません。10年間、職員も、そしてそれ以上に指定管理団体が一生懸命汗をかいた結果、現在のところ、残念ながら指定管理料をさらに増やしていかざるを得ないような局面になったわけでございます。したがって、この4,000万というお金というのは、こういうことを打開するための必要な経費であって、高原議員は今までと同じような手法でお金を使わなくてやっていくべきだというような趣旨の発言をされているわけでございますが、こうしたことにつきましては、10年間やってみて答えが出なかった。そうすると、別の人の知恵を借りないと指定管理施設が今後生き延びていくことができない。仮にその4,000万円の金を出しても、全部が全部生き延びていくことができるかどうか分かりません。しかしながら、今までと同じ手法の中でやってみても駄目だという中で新たな取り組みでございますし、こうしたことにつきましては議会の皆さま方にご説明を申し上げ、皆さま方のご了解をいただいて進めていることでございます。これらの取り組みにつきましては、このままいきますと、さらにその指定管理団体がじり貧になることは当然でございますので、今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

○11番（高原邦子）

これからもですね、指定管理の問題だけでなく、いろんな市政には問題が出てきます。その都度ですね、外注に出しましてね、4,000万、5,000万かけてやっていけるのかっていうことを私は聞いているんですよ。

△市長（井上久則）

これからいろんなことが起きてこようかと思いますが、その都度、その都度、その問題について考えていくべきだというふうに思っております。

○11番（高原邦子）

先ほど洞口議員のこととか、昨日は籠山議員等々のことではありますが、附帯決議等々でいろんなことがあって、私はここにも書いています。その思いがどうも職員に誤解されていると。皆さん、これ何のことか分からない。私はこれを言おうとは思いませんでしたが、いいですか、今ですね、ずっと聞いているとおかしなことを市は言っているん

ですよ。公正、公平、公正ですか、言っていますけどね、使用料が減免できるというふうになっています。市長の権限で。

◎議長（菅沼明彦）

通告に従って質問してください。

○11番（高原邦子）

だからですよ。今、その附帯決議のことで言っているんですけど。ちょっと聞いていただけますか。それで、いいですか。それでですね、何でこんなことを書いたのか。このね、行政財産目的外使用に係ることで市が、職員がですね、いろんな話をしていく過程ですよ、何て言ったか。議員の皆さんがですよ、附帯決議を付けたんで、っていつて相手先に言っているわけですよ。私たちは、さっきも言いましたけれども、何も高くなるようなことをせよなんていうことは、一言だって決議していませんよ。ちゃんと精査しましょうね、ということを行っているだけで。それをですね、議員の名前を使ってですね、職員がそうやって言っているわけなんですよ。ですから私は、おかしいです、と。

そうしたら、いろいろ積算のことも言いましたよね、100分の7%とか、100分の3とか。それは良いにしてもですね、どうして同じ額でなきゃいけないんですか。ちゃんとね、市長がやればですね、理由があれば、減額、免除することができるという条文が条例にあるんですよ、使用料の。それでね、市民の皆さん分かっていたきたい。市はですね、みんなから同じように取っていますよって言うんですけど、補助金という形でその分は穴埋めしますって言っているんですよ。それこそ私、ダブルスタンダードだと思うんです。使用料の額というものと、そのために上乗せしてやるって、これ本当ダブルスタンダードですよ。次元が違いますよ、言っている次元が。そういうようなことでいろんなことがあったんですけども、私はだから、補助金で何か調べて調べましたよ。そうしたらこれは、国が地方に対してやる補助金なんですけど、類推解釈というものができると思うので、ちょっと読ませていただきます。「国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる」と。これは市も同じことで、類推解釈すれば。補助金という形というのは、ちゃんと特別に、ちょっとあいまいな規定なんですけど補助金は。でも、使用料に出すっていうものではなくて、使用料はもう減免措置が取れるように市長の権限でなっているんだから、例えば20万円にかかる所を減免措置で15万なら、15万で契約すればいいわけですよ。それをですよ、今市が言っているのは、表面上は20万にしとくんです、皆さん。ところが、補助金という形で5万なりをやりましょうって言っている。全くそういったまやかしの、そこを私は旧態依然としたということ为先ほど言ったと思いますが、過去の慣習とか旧態依然とした形でですね、やっていると思うんです。どうして、同じ額でなきゃならないんですか。この条例に条文があるのに、何でそれを生かそうとしないんですか。そう

いったことも含めてですね、附帯決議を付けた私たち議員が、さもそれを言っているからということも言われて、非常に迷惑しているから、今回質問が出ていると思うんですけども。どうして使用料のところで、そういう契約が結べないんでしょうか。その辺、お伺いしたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

私は、高原議員の考え方とはまるっと考え方が違っております。同じような団体でありながら、片方は市長に減免を受けて、市長が減免をする。片方の団体は全額を、使用料を払うというような考え方そのものは、これは合併前の、ある自治体は減免をしてあった、ある自治体は全額取っていた、それをそのまま踏襲して10年間たったからこういう状態が続いているんですよと。旧態依然としているのはまさしく、私はまるっと反対で、これが旧態依然としているというふうに思っています。

それで今市が考えているのは、本来平等に頂くものについては、同じような性質の団体からは当然頂く。ところが頂いたものについて、それを払うことによってその団体が本当に団体としての活動に維持していくことについては、使用料について払うのではなくて、使用料も含めた管理費について補助金を出すということでございます。したがいましてですね、そういうものをですね、当然徴収するものは徴収する、補助金を出すものは出すということこそが、会計の明らかにする、入るものは入る、出すものは出す。どこの団体について、どういう補助金が出ているかということを経理上明らかにすることが、本来の会計のシステムであって、同じような団体でありながら片方は減免しているという、普通の市民には分からないような形の中で経理することこそが、旧態依然とした昔のやり方であって、現在の経理の仕方としては、頂くものは頂く、それから補助金として出すものについては市民の皆さんに分かるように、この団体にはこういう補助をしていますよ、ということ明らかにするということで、切り替えをさせていただくことでございます。

○11番（高原邦子）

それではですね、飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例、これの第3条ですか。これは、どういうことを目的としてあるんですか。おかしいのなら、これを改正しなきゃ駄目じゃないですか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

市の施設を借りてみえる団体の中には、全く収入がない団体もございます。公的な活動をしながら、全く収入が取れないような団体もみえます。そういうものについては、本来その、補助金を出すべきものと、それから…。

失礼しました。減免する団体で今後も減免を続ける団体でございますが、一つの例で申し上げますが、医師会でございますが、医師会の方につきましては減免をさせていただいております。医師会につきましては、市が行っております予防接種、またいろんな活動について公共性があるということを確認した上で、減免という措置を講じているものでございますので、第3条の規定につきましては、他の団体と比較しても当然減免することが妥当であるもの。また、その活動が非常に公共性が高いと認めたものについてのみ減免をするということでございますので、市長の裁量で一方的にこちらの団体も減免、こちらの団体も減免、ということはないということでございます。

○11番（高原邦子）

皆さん、今の話分かりましたか。先ほどはですね、みんな統一して頂くものは頂かなければならないと言いませんでしたか。じゃ、医師会に対しても、頂くものは頂いたらどうでしょうか。そして、補助金ですか、出すんなら出す。おかしいですよ。ダブルスタンダードもいいところです。ですから、減免してもいいとなっているんなら、減免した額で契約をすると。そのかわり補助金を、その家賃分ですか、使用料分は補助金とかそういう扱いをしない。それが当たり前じゃないですか。ちょっと言っていることおかしいですよ。どう思いますか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

団体の中には個人の団体とか、それから公共的団体として国なりが認めた団体がございます。そうした団体を区別して、本来減免すべき団体についてのみ区別しているわけでございますが、高原議員が思ってみえるような、同じような性質の団体でありながら、片方は全額を頂いている、片方は減免をしている、という考え方のほうが、むしろダブルスタンダードというふうに私は理解をいたしております。

○11番（高原邦子）

やはり、私はよく分かりません。だから、どういうところが減免はできるけど、減免できる、減免しない。そのかわり補助金をつぎ込むとか。そういった、何ていうか規範というか、規約とかあるんですか。それならば、さっき言いましたよね。頂くものは、みんな公平に頂くと。医師会であろうと誰だろうと、頂けばいいんじゃないですか。そして後からすればいいじゃないですか。私はそんなことは望んでいませんよ。だからいろいろ言っているわけですよ。ちゃんと市長がですね、ここの団体はこのくらい減免してもいいという、そういった条項が、3条があるわけですから、それを使ってやって、補助金でその穴埋めをするなんていう、そういった姑息な手はこれからはやめていただきたいなど。しっかりと頂くものは頂くなら、契約のとき「これだけは頂きます」という、その話じゃないですか。減免する分はこのくらいだったかもしれない。それで、それを、補助金というのは毎年きちんと付くわけでもないし、契約というのは、使用料と

いうのはやはり、ずっとその団体にしてみれば払い続けなきゃならないわけですから、不安定になることは気の毒だと思います。ぜひですね、今一度考えていただきたいし、副市長にお願いしたいのは、あまりな物の言い方というか、もう少しオブラートに包んだ物の言い方というのはできないのでしょうか。本当に副市長みたいな優秀な方は、私みたいなばかを見れば面白くないかもしれませんが、英語もしゃべれないし何もしゃべれない。

◎議長（菅沼明彦）

個人の話は。

○11番（高原邦子）

いや、いいです。横文字とか何とかって言われます。だからこそ、私は。私だって聞きたい。ファシリティマネジメント、日本語で訳してください。良いのがあったら。良いのがなかったから、私はあえて横文字を使っているのです。言ってください。

□副市長（白川修平）

先ほどの答弁と重複するわけですが、議員が引用されました日本経済新聞社が発刊されました総解説ファシリティマネジメントの中では、優れた経営というのは物、金、それから人、それから情報を総合的に経営すること、マネジメントすることというふうに確かに書いてあるのですが、ファシリティマネジメントとは、「人、物、金、情報」のうちの「物」の、しかもそのうちの、施設を有効活用する手法として用いられる経営手法であって、「人、物、金、情報」の全てを網羅したことではないということは、これは先ほど言ったとおり、総解説ファシリティマネジメントの書物の中にも書いてあるので、議員さんがそれを前提とした質問をされましたので、私はその考え方については違うということを申し上げただけでございます。

□総務部長（小倉孝文）

ちょっと勘違いしてもらっては困るんですけども、行政財産の目的外使用の徴収条例、これには確かに第3条に、「使用料の減免」という言葉があります。ただしここには、市長はですね、減額し又は減免することができるという、全くあいまいな書き方です。使用料の減免ということで、第3条です。3条に、これは市長が減額し又は免除することがあるということで、これこそがあいまいな書き方なものですから、事務取扱要綱を定めまして、どういう団体を減免するんだ、というようなことをうたったわけです。今までには同じ類似団体でありながら、減免率が違つたと。これこそが合併10年もいたしまして、不均一であるということで、今回この要綱を定めましてきっちりしたということで、これにのっかってやるということで、決して私たちは値上げと思っておりません。これは公平な料金の統一というふうに考えております。決して値上げではなしに、条例に沿った料金を頂くというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○11番（高原邦子）

答えてもらっていません。ファシリティマネジメント、日本語に訳してください。

□副市長（白川修平）

先ほども申しました。企業とか団体とか個人とかが持っているその施設と、それから施設を管理する運営でのいわゆる運営方法ですね、そういうものを総合的に有効に利活用する方法だというふうに理解をいたしております。例えば、一つの例で申し上げれば、施設の中のエレベーターを設置することによって、この施設がさらに有効な施設として利用できる。また、別のソフトウェアと言いますか管理方法を導入することによって、この施設がさらに有効できる。そういうことを総合的に考える考え方というふうに私は理解をいたしております。

○11番（高原邦子）

私は、こうやって辞書を持って歩いています。できるだけ横文字とか使いたくありませんが、なかなか良い単語が見つからなかったと。そういうことで今回書かせていただきましたけれども、そういったことまでもですね、揶揄する中でやる副市長の、この本当に人をさげすむやり方、納得できませんので、予算委員会等々もありますので、これからやっていきたいと思えます。これで質問を終わります。

〔11番 高原邦子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上をもちまして、質疑ならびに一般質問を終結いたします。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここでこのまま暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時40分 再開 午後3時41分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

17番、籠山恵美子君。

○17番（籠山恵美子）

ただ今の一般質問のやり取りを聞いておまして、副市長は議会基本条例のことに触れました。その中に書いてある反問権を副市長は使いましたけれども、内容を聞いておりましたら、反問権にふさわしくない内容が多々ありました。このことについては、ぜひ議運で検討させていただきたいと思えますし、それから議会と執行部は二権分立でありまして、執行部の人間が議会に対して越権行為をすることはよろしくないと思えます。

議会基本条例を作っておきながら、その中で市民の声を聞いたのかというような干渉は、全く当たらないと思います。そういうことも含めてですね、執行部は執行部で今の答弁のあれを聞いておきますと、かみ合わないんですね。市民の声を聞いてこういう決議をあげたのか、あるいは、こういう何人も決議にそぐわないような発言をするけれども、ということをおっしゃいましたが、それならですね、広報公聴会を使って市民の声を聞くことは議会の務めでありますので、その要綱に沿って改めて見直した賃料の見直しの一覧表、資料、全て議会に出してください。それが分からないから、一体何が行われているのか分からないので。年額3, 100円が153万円になるなんていうのを聞いて、驚くのは当たり前ですよ。一体どの団体のどこを見直して、この要綱に沿ってどういうふうな新しい賃料の算定をしたのか、その資料を開示してください。それをもって広報広聴委員会で、市は改めてこういう要綱に基づいてこういうものを作ったけれども、皆さんいかがですかという、私たちは広報公聴会で市民の声を聞くことができます。それまでは、その市民の声を聞いてまとめるまでは、その賃料の見直しについて実行しないようお願いしたいと思いますので、その辺りについても議運で検討させていただきたいと思いますので、議長の采配をお願いします。

◎議長（菅沼明彦）

今、籠山恵美子君の意見に対しまして、議運へ付託したいと思います。よろしいですか。では、以上をもちまして質疑ならびに一般質問を終結いたします。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで、このまま暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時43分 再開 午後3時46分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

会議を再開します。ただ今議題となっております、議案第59号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第65号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について、ならびに銀第66号、字区域の変更について、河合町有家Ⅲ地区から、議案第70号、市道路線の認定についてまでの12件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

次に、議題となっております議案第71号、平成26年度飛騨市一般会計補正予算、補正第1号から、議案第80号、平成26年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第1号までの、合わせて10案件につきましては、議員全員をもって構成する

予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

ご異議なしと認めます。よって、これら10案件は、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

◆日程第25 議案第81号 飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

◎議長(菅沼明彦)

日程第25、議案第81号、飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。本案について説明を求めます。

[総務部長 小倉孝文 登壇]

□総務部長(小倉孝文)

それでは今回提案させていただきます条例改正の概要につきまして、説明をさせていただきます。

議案第81号、飛騨市保育所条例の一部を改正する条例につきましては、飛騨市立河合保育園の新設に伴い改正を行うものでございます。以上をもちまして、概要説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

[総務部長 小倉孝文 着席]

◎議長(菅沼明彦)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。ただ今議題となっております議案第81号につきましては、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。委員会審査等のため、6月19日から6月24日までの6日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

(「議長」と呼ぶ声あり。)

◎議長(菅沼明彦)

12番、谷口充希子君。

○12番(谷口充希子)

ちょっと確認でございますが、議案第81号の保育所条例の一部を改正する条例については、議運のときに諮られた記憶がちょっとございませんが、ありましたでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

諮ってあるということでございます。

○12番（谷口充希子）

諮ってありました。すみません。

◎議長（菅沼明彦）

よろしいですか。

○12番（谷口充希子）

はい、失礼いたしました。

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、6月19日から6月24日までの6日間は、委員会審査等のため休会とすることに決しました。

◆散会

◎議長（菅沼明彦）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は、6月25日、午後3時からを予定しております。本日はこれにて散会といたします。

（ 散会 午後3時51分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

菅 沼 明 彦

飛騨市議会議員（9番）

内 海 良 郎

飛騨市議会議員（10番）

森 下 真 次